

< EU-ACP > 開発協力の半世紀(六)

大 隈 宏

VII ロメ・レジームへの訣別宣言 コトヌ協定の誕生

フィジー系武装グループによる国会占拠。2000年5月、南太平洋の旧イギリス植民地国フィジーで起こった出来事は、EUの強い関心を集め、想定外の攪乱要因としてブリュッセルを困惑させた。先住民たるフィジー系住民とイギリスが植民地政策に基づき労働力として移住させたインド系住民との間に微妙な緊張関係が存在するフィジーにおいて、このようなクーデター騒ぎ(政治的混乱)は、これまで幾度となく繰り返されており、決して衝撃的な事件ではなかった。EUが、物理的にも、心理的にも、遥か遠い存在でしかなかったフィジーの動静に敏感に反応したのは、第四次ロメ改訂協定に代わる新協定の調印が、6月8日、フィジーの首都スバで行われる運びとなっていたからである。すなわち、ロメ協定に代わるべき<スバ協定>の締結が既定方針として予定されていたからである。その結果、急遽、調印場所を西アフリカの旧フランス植民地国ベナンの首都コトヌに変更して、2000年6月23日、EU15カ国とACP諸国77カ国は、新協定に調印した。こうして、コトヌ〔パートナーシップ〕協定 (Partnership Agreement between the Members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the One Part, and the European Community and its Member States, of the Other Part, Signed in Cotonou on 23 June 2000) が誕生したのである。

それでは、新しいミレニアムへの移行と軌を一にするかたちで締結されたこのコトヌ協定を、当事者はどのように評価したのであろうか。合意の成立を特

集で報じた *Courier* (Issue 181 June/July 2000) は、ACP 諸国と EU のエールの交換を、冒頭の巻頭言というかたちで、次のようにお膳立てした¹⁾。すなわち、「コトヌ協定は、これまでのヤウンデ協定およびロメ協定とは、その哲学において根本的に異なる。それは、パートナーシップという表現が雄弁にものがたっている。積極的関与 (Engagement) と相互責任 (Mutual Responsibility)こそ、新協定の前提である。・・・開発政策に関する対話は、誤りの是正、ひいては協力関係の改善を可能とするであろう・・・」という ACP 事務局長 Jean-Robert Goulangana の Diplomatic Statement に呼応して、開発・人道支援担当 Poul Nielson 欧州委員会委員は、以下のようにコトヌ協定の歴史的意義を強調した。「6月23日、77カ国の ACP 諸国と EU を結びつける新しいパートナーシップ協定が、コトヌで調印された。まさにこの日、歴史的、政治的に重要な快挙がなされたのである。それは、シアトルでは十分な成果が得られなかったとはいえ、グローバル化が進むこんにちの世界において、南北間に真に強固な関係を構築する可能性が依然として存在することを明確に示すものである。・・・協定の締結は、ロメ協定を基礎とする 25 年間の協力関係の成果 (acquis) に基づき、ACP 諸国と EU が、直面する諸困難に対してともに手を携えて挑戦しようという強い政治的決意を共有したことの賜物である。・・・われわれは、南北関係の進むべき方向性について共通のビジョンを保持するものであることを世界にアピールすべきである。」

とはいえ、このような高揚感は、あくまでも一時的なものにすぎなかった。合意の成立からほぼ 1 年を経過した 2001 年初頭、欧州委員会が公刊した『EU 年次報告書・2000 年』は、「有効期間 20 年間のこの協定は、1975 年以降、一連のロメ協定により規定されてきた ACP-EC 協力関係の精神、目的、そして慣行を、根本的に改めるものである²⁾と、きわめてクールな筆致でさりげなくコトヌ協定の意義（ロメ・レジームからの訣別）に言及している。それは、Martin Holland の次のような記述からも窺われるとおりである。「・・・新しいパートナーシップ協定は、長期間におよぶ交渉過程の産物であり、1996 年から 2000 年にかけての時期に著しく様変わりしたアジェンダを争点とするものであった。もっとも、意外にも、過去 25 年間におよぶロメの経験と成果 (acquis) の大部分は堅持された。・・・ただし、これまでの政策の失敗に対する反省に基づき、積極的な改革が強く模索された。とりわけ、効果的な発展を損なう重大かつ根本的な阻害要因として、ACP 諸国の制度上の問題、および

政策形成に関わる隘路が俎上に載せられた。・・・EU が提起した経済的処方箋は、貿易自由化に対するコミットメントの程度に応じて、ACP 諸国を細分化（分割）しようという、きわめてドラスティックなものであった。このような過激な提案は、ACP 自由貿易地域の構築という基本原理を貫徹させることにより、ロメ・スピリットからの離脱というパラダイム転換をもたらした。とはいえ最終的には、さまざまな譲歩やセーフガード規定の導入により、ほぼ穏当なものに落ち着いた³⁾。

本稿は、コトヌ協定を、半世紀におよぶ<EU-ACP> 開発協力のひとつの到達点として位置づけ、その歴史的意義を明らかにしようとするものである。具体的には、コトヌ協定の締結交渉過程およびその基本構図の分析を通じて、EU のロメ・レジームからの訣別過程を浮き彫りにする。これが、本稿の直接的な課題である。

VII - 1 コトヌ協定 パートナーシップ協定への<後退>

1998年9月30日、EU と ACP 諸国は、第四次ロメ改訂協定に代わるべき、新たな「開発パートナーシップ協定」(Development Partnership Agreement) の締結交渉を正式にスタートさせた。交渉は、第四次ロメ改訂協定が失効する直前、すなわち2000年2月2日-3日、ブリュッセルで行われた閣僚協議において実質的に妥結した。こうして、18カ月間という、従来よりも長い期間にわたり繰り広げられた地域間南北交渉に幕が降ろされたのである。残された課題は、正式調印という通過儀礼のみであり、この点に関してEU と ACP 諸国は、2000年6月にフィジーで調印式典を行うことで合意した。その直接的な理由は、エマデマ大統領による強権支配体制の長期化、ひいては民主化の後退に対する批判の高まりに直面して、トーゴがロメでの調印式典の開催辞退を余儀なくされたからである⁴⁾。代わりに調印場所として浮上したのが、フィジーであった。ただしそれも、突然のクーデター騒ぎにより実現不可能となり、最終的には、わずか2週間あまりの準備期間というあわただしい状況下で、ベナン（コトヌ）で調印式典が行われた。こうして、「第五次」ロメ協定と同様に、「スバ」協定も幻に終わり、代わってパートナーシップ協定を標榜するコトヌ協定が、新ミレニアムにおける<EU-ACP> 開発協力関係を規定する枠組みとして誕生したのである。

それでは、コトヌ協定の締結交渉過程は、どのように特徴づけられるのであ

ろうか。いうまでもなくそれは、ゼロ・サム・ゲーム的な対立関係ではなく、プラス・サム・ゲーム的な競合関係であった。ただしそれは、可能な限り自己に有利なかたちで妥協点（落とし所）を見出そうとする政治的駆け引きに彩られるものであった。それを最も象徴的に物語っているのが、四半世紀にわたり<EU-ACP>開発協力のシンボルとして位置づけられてきた<ロメ>からの撤退であった。それは、EUがACP諸国に対して突きつけた、高度に政治的なメッセージであった。そもそもEUは、第四次ロメ協定中間見直し（結果的に、第四次ロメ改訂協定締結交渉）と並行して、ロメ・レジームの再編成に向けた動きを着々と積み重ねていった。第四次ロメ改訂協定に代わるべき新協定の締結交渉（結果的に、コトヌ協定締結交渉）自体、ロメ・レジームからの訣別、ひいては新たな開発協力の枠組みの構築という、EUの設定した土俵で繰り広げられるものであった。ACP諸国との正式交渉開始以前の早い段階から、EUは第五次ロメ協定の締結というシナリオ（選択肢）の可能性を控えめながらも、しかし断固として、繰り返し否定していった。そして、パートナーシップという論駁不可能な理念を基軸概念とする新協定締結の必要性を執拗に訴え、その既成事実化を図っていったのである。こうしたEUの目論見は、当然のことながら、ACP諸国の強い反発を招くものであり、合意の形成は決して容易ではなかった。とはいえ最終的には、バーゲニング・ポジションにおいて圧倒的優位に立つEUがACP諸国を押し切るかたちで妥協が成立したのである。以下の指摘は、そうした交渉過程を活写するものである。

Kenneth Karl は、*Courier* (Issue 181 June/July 2000) のコトヌ協定特集に、*Time for Change* と題する論考を寄せ、ジャーナリストの立場から、コトヌ協定締結交渉を次のように総括した⁵⁾。

欧州委員会の作成したグリーン・ペーパーにより生み出された、内容豊かな、そしてまた多岐にわたる広範な議論に基づき、それを原動力として、交渉は、1998年9月に開始され、第四次ロメ（改訂）協定の失効直前に終了した。交渉は、遅々として進まず、議論の紛糾により、幾度となく困難に直面した。しかし、協力関係を深化させ、より良いものとするためには、必要な調整は避けて通れないとする両当事者の固い決意を強く反映して、建設的な雰囲気の下で交渉が行われた。交渉、すなわち南北パートナーシップのユニークなモデルとして世界から注目された協力関係の再編成

をめぐる交渉は、四次におよぶロメ協定の実施を通じて積み重ねられ、目覚ましい結果をもたらした四半世紀にわたる協力関係の成果をいかに堅持するかという、断固たる決意の下に展開された。グリーン・ペーパーが、その結論として指摘しているように、ロメ・システムは、ACP 諸国に対して、さまざまな優遇措置を講ずるものであった。しかし ACP-EU 協力関係を総合的に評価した場合、その成果は一様ではなく、さまざまな齟齬も存在した。こんにち、ACP 諸国の半数以上（39カ国）は、最貧開発途上国と位置づけられている。ACP 諸国のなかには、ロメにより提示された機会を有効に活用した国が存在する。しかし、それを経済的離陸に向けてうまく活用できない国も存在する。ロメ協定の所期の目的がすべて達成されたわけではない。ロメの諸規定の効率的運用の前途には、多くの障壁が待ち構えている。その意味では、この協定の当事国にとって、新たなパラダイムを構築することが至上命題となっている。・・・(中略)・・・ ACP 諸国と EU の双方は、調整の必要性を十分に認識したうえで、敢えてこれまでの協力関係を持続させることによって、両者間の関係維持を図る旨の決意を新たにした。さらに、世界経済の変動　それは、近年のグローバリゼーションの加速化、および世界貿易に占める ACP 諸国の相対的比重の低下、あるいは世界貿易を通じて成長および社会・経済発展を極大化しようとする ACP 諸国の目論見の挫折に如実に示されている　は、ACP 諸国と EU に対して、協力関係の優先順位を再編成するよう迫るものとなった。こうして、2000年2月初めにブリュッセルで合意され、6月にコトヌで調印された協定は、これまでとは異質な哲学に基礎づけられるものとなった。それは、新たな連携関係、セクター戦略の強化、およびより効果的な協力関係の実現を担保するメカニズムの構築を志向するものである。

1982年から1993年まで EC 委員会・開発総局長を務め、第三次ロメ協定および第四次ロメ協定締結交渉の先頭に立った Dieter Frisch は、*The European Union's Development Policy: A Personal View of 50 Years of International Cooperation* と題する講演において、観察者 (Observer) でもあり当事者 (Protagonist) でもあるというデリケートな、しかしインサイダーとしての有利な立場からコトヌ協定締結交渉を次のように回顧している⁶⁾。

2000年が目前に迫るにつれて、ロメ・ポリシーの柱とされてきた特権的関係の終焉を予言し、人々にパニックを引き起こす輩が現れてきた。たとえ軽い気持ちで行われたとはいえ、そのような予言は、われわれにとって迷惑千万なものであった。EU 域内関係および ACP 諸国間関係を取り巻く国際環境の変化に鑑みて、誰もがロメ・ポリシーの抜本的変革の必要性を十分認識していた。とはいえ、より良い、そしてまた実現可能な代替策が立案される前の段階において、試行的に模索されてきた政策を葬り去っていいのであろうか。幸いにして EC 委員会は冷静であった。1996年、EC 委員会はグリーン・ペーパーを公刊して広範な議論を喚起した。そしてその結果が、EC 委員会によるその後の提案の基礎となったのである。こうして、コトヌへ向けた道が拓かれたのである。

William Brown は、独自性の希薄化という観点から、EU 開発協力政策の歴史の変遷を分析し、コトヌ協定の締結へと至る道程を次のように描写している⁷⁾。

・・・EU 開発協力政策は、第四次ロメ協定の時代に大きく変貌し、ACP 諸国に対する EU の開発政策は、Donor-Recipient 関係の世界的動向、とりわけ世界銀行主導によるグローバル・トレンドとよりいっそう緊密に連動するものとなった。とはいえ EU はそれに飽き足らず、第四次ロメ協定が失効する 2000 年までに、開発協力政策のより抜本的な再編成を図ろうとした。・・・1995 年に導入された改革は、大幅な変革をとまなうものではあったが、欧州委員会の希望に合致するものではなかった。ACP 諸国との再交渉に先立つ協議過程において欧州委員会は、第四次ロメ協定の単なる更新という選択肢はありえないとの立場を鮮明にした。欧州委員会は、さらに踏み込んで、統一的な国家集団としての ACP グループの解消、ロメ貿易レジームの解消というシナリオをも提示し、新たな政治的関係の構築、ひいては援助関係の根本的な再構成を提起したのである。

以上の指摘が強調するように、EU と ACP 諸国との交渉は、ロメ・レジームからの訣別、新たな主導原理に基づくパートナーシップ協定の締結（質的変容）へと収斂していった。それでは、交渉を新たな EU-ACP 協力関係の構築

へと導いた動因は何であろうか。その背景要因として指摘されるのが、1980年代から1990年代への移行の時期に徐々に顕在化し、新千年紀の到来に向けて一挙に先鋭化していった国際環境の劇的変化である。すなわち、グローバリゼーションの深化・拡大、冷戦の終結にともなう東西イデオロギー対立の終焉、開発途上国の経済的多様化（南の両極分解の加速化と最貧開発途上国問題の顕在化）、開発途上国を舞台とする民主化の奔流、中・東欧および地中海諸国に対するEUの戦略的関心。こうした変化は、ロメ・レジームの継続に対する阻害要因として立ちはだかったのである⁸⁾。具体的には、(1)EUのプライオリティ・リスト（政策の優先順位）において、頂点に位置づけられていたACP諸国は、地政学的に、経済的に、ひいては安全保障上、底辺へと転落していった。(2)民主化の潮流が開発途上国を席卷した結果、人権の尊重、民主主義諸原理の貫徹、法の支配が主導原理とされ、EU-ACP協力関係の政治化が亢進していった（政治的コンディショナリティへの移行・強化）。(3)世界貿易機関(WTO)の発足により、ロメ・レジームの世界自由貿易体制との非両立性が、よりいっそう鮮明なものとなり、WTOレジームとの整合性の確保が強く求められていったのである⁹⁾。

こうしたコト又協定締結交渉過程を包み込む国際環境の地殻変動（外生変数）。以下の記述は、それがEU域内の動き（内生変数）とどのように連動して、脱ロメ・レジームという政治的ダイナミズムを生起させていったかを端的に示すものである¹⁰⁾。

・・・グローバル化の進展と相互依存の深化という状況の下で、開発途上国が世界の貿易、投資、生産に占める比重は低下の一途を辿り、開発途上国がその恩恵にあずかることはなかった。とりわけアフリカは悲惨であった。また人権問題に対する関心の高まりも大きな変化であった。すでに第四次ロメ協定および第四次ロメ改訂協定において、人権に関する規定が導入されていたが、民主主義原則および良い統治の重要性をより明確に強調した新たな規定を設けるべきだとする見解も存在した。それは、新協定において、人権問題に対して従来よりも踏み込んだ積極的な対応を行うよう求めるものであった。最後に、WTOルールとの整合性という問題もあった。1997年、WTOの紛争処理パネルは、EUのパナナ・レジームが最恵国原則および相互主義原則に反する旨の報告書を採択した。・・・いうま

でもなくそれは EU に対して、WTO ルールに合致した新協定を ACP 諸国との間に締結するよう求めるものであった。また、ロメ・システムの成果が不十分なものでしかなかったという事実も、その改革を促す要因となった。数次におよぶ欧州開発基金や輸出所得安定化制度による資金援助および貿易特惠は、ACP 諸国の発展を促進するまでには至らなかった。その結果、ロメ・レジームの存在意義そのものに疑念が生じ（正当性の危機）、域内に「援助疲れ」(Aid Fatigue) の気運が蔓延していったのである。

EU と ACP 諸国とのコトヌ協定締結交渉を大きく規定したのは、このような制約条件であった。以下、二つの位相から、その実相を浮き彫りにしてみよう。

〔 1 〕 交渉の基本構図

第四次ロメ改訂協定の正式調印（同協定の発効は 1998 年 6 月）からほぼ 1 年後の 1996 年 11 月、欧州委員会は、*Green Paper (on Relations between the European Union and the ACP Countries on the Eve of the 21st Century: Challenges and Options for a New Partnership)* と題する大部（本文 78 頁）の政策文書を公表した。それは、第四次ロメ改訂協定の「後継」協定締結交渉を見据えて、ACP 諸国に対して発せられた高度に政治的なメッセージであった。すなわち、欧州委員会は、第四次ロメ改訂協定締結交渉の余韻がまだ覚めやらぬこの早い段階において、ACP 諸国の機先を制するかたちで一方的に決意表明を行い、来るべき交渉における主導権の確保を企図したのである。それは、EU に有利な政策環境の醸成という、洗練された、ある意味ではきわめて狡猾な外交戦略に基づくものであった。その骨子は、以下のとおりである。

第一にまず、基本的な問題意識として、次のような認識が披瀝された。

(1) ロメ・レジームを取り巻く国際環境は大きく変化しており、新たな視点に基づく EU-ACP 開発協力関係の再構築が緊急の課題である。(2) ACP 諸国は、世界経済システムにおいてマージナルな存在でしかない。世界 50 カ国の最貧開発途上国のうち、41 カ国が ACP 諸国で占められているという現実（惨状）を直視すべきである。(3) EU 加盟国の国民は、成果と直結する効果的な援助の実施を強く求めている。(4) EU 開発協力政策の最優先課題は、貧困の撲滅であり、その一環として市民社会や民間セクターとの連携強化が不可欠である。

(5) ポスト植民地時代が終焉したとはいえ、ACP 諸国との関係は、EU のアイデンティティそのものであり、EU は ACP 諸国の開発に大きな責任を負っている。そこで問われているのは、EU-ACP 開発協力関係の再活性化である。

第二に、ロメ・レジームを取り巻く問題状況が、次のように総括された。

(1) 東西冷戦構造の崩壊による市場経済システムの世界的拡大、および対象を特定の国家に限定した排他的・特権的な国家間関係の終焉により、国際市場体制の再編成が進行している。それは、国際社会に新たな亀裂を生み出し、国際的安定を阻害する攪乱要因へと転化する危険性を内包している。このような新たな国際環境の下において、EU の対外関係はこれまで以上に世界的な拡がりをもち、かつ個別状況に対応しうるキメ細かなものでなければならない。

(2) 国際社会が EU に求めているのは、第一義的には、政治的責任の行使である。したがって EU は、世界の「解放」に向けて、とりわけ依然として不安定な状況が支配的である ACP 諸国の民主化に向けて、積極的に支援を行うべきである。

(3) 開発途上国に蔓延する貧困や不平等の軽減こそが EU の目標である。それは、国際社会における平和と安定の維持、相互依存の制御（リスク管理）、ひいてはヨーロッパ諸国が具現する政治的・社会的諸価値の外延的拡大に寄与するものである。

(4) 東西冷戦の終焉により、国際社会において自由に政治的議論を戦わせることが可能となった。その結果、EU と ACP 諸国との開発協力関係についても、責任の所在を明確化させる（追及する）ことが可能となった。

(5) ACP 諸国の制度や経済政策が、EU による援助の効果的推進を阻害する構造的な制約条件として立ちはだかっている。そもそも、パートナーシップを主導原理とする開発協力という理念は空文化しており、実態から遊離している。

(6) ACP 諸国の多くは、貿易特恵の活用を可能とする経済政策や国内条件を充足していない。その結果、EU が ACP 諸国に供与する貿易特恵は、所期の目的を達成するまでに至っていない。

(7) ACP 諸国との間に新たな貿易レジームを構築するにあたり EU は、次の 3 要素を新たに考慮する必要がある。すなわち、WTO レジームの下では、より厳格な紛争処理手続きが導入されており、非相互的な特恵制度の存在意義そのものに疑問符が投げかけられている。多国間および地域間レベルにおける、より迅速な貿易自由化が標榜されている。貿易交渉において、環境、競争政策、投資コード、技術・保健基準、基本的社会権の遵守等、以前にも増して新たな課題が重要な争点となりつつある。

(8) ACP 諸国に対する EU の資金・技術協力が、誠実な履行

を担保する政治的コミットメントを取り付けることなく、機械的に行われるケースも少なくない。(9) ACP 諸国の経済的パフォーマンスは、国により大きく異なる。アフリカ諸国のなかでも、適切な経済政策を展開し、構造改革を実行している国は、一定の成果を達成するに至っている。

第三に、以上の状況認識に基づき、EU と ACP 諸国の開発協力関係に新たな息吹（モメンタム）を与え、来るべき 21 世紀に向けて、時宜にかなった適切かつ効果的な挑戦（援助）を行うための諸方策（改善策）が、さまざまな政策オプションの提示というかたちで展開された。その輪郭は、以下のとおりである。

(1) EU と ACP 諸国の開発協力関係を再活性化させるためには、両者間の政治的関係（政治的コミットメント）の強化が不可欠である。(2) EU にとって、対話を通じた ACP 諸国との政治的関係の強化は、EU 共通外交政策の一翼を担う重要な活動領域として位置づけられなければならない。(3) ACP 諸国は、積極的な制度改革、および経済的、社会的、ひいては環境に関する国際的な合意事項の追求を EU との新たなパートナーシップ構築の基礎に位置づけるべきである。(4) EU 開発協力政策は、開発という政策目標の追求を担保しうるだけの十分な自立性を保証されるものでなければならない。(5) EU と ACP 諸国との間に構築すべき新たな開発協力の枠組みは、ACP 諸国の貿易自由化を支援するものでなければならない。それは、効率性の確保という観点から、Principle of Differentiation に基づき、個々の ACP 諸国の特殊性に配慮したキメ細かなものでなければならない。またそれは、次の二つの要件を満たすことが求められる。すなわち、さまざまな改革・開発政策に対して最終的な責任を負うのは、被援助国たる ACP 諸国自身である。EU は、加盟国の国民に対して、援助の使用状況に関して説明責任をはたさなければならない。そのための具体的な方策としては、ACP 諸国との政策対話の推進、ACP 諸国の政策形成・立案能力の向上、モニタリング作業の修正（手段・方法から結果および進捗状況重視へ）が想定される。(6) 開発過程に対する非政府行動主体（民間セクターや市民社会の代表）の積極的な参加促進が重要である。(7) いわゆる ACP 諸国とよばれるものは、政治的にも、経済的にも、実体としては存在しない。それはそもそも歴史的な産物であり、EU のカウンターパートとして便宜的に形成されたものにすぎない。したがって、きたるべきパートナーシップ協定の締結に際しては、ACP 諸国の地理的範囲の変更という事態も否定できない。(8) ACP 諸国の地理的範囲の修正に関しては、ACP 諸国の多様

化，開発協力の目的と優先順位，および貿易レジームの多様化，さらには「卒業国」における援助ニーズの減少等を考慮する必要がある。とりわけ，ACP 諸国との非相互の特恵貿易協定の修正は不可避であり，個々の開発途上国の実情に合致したキメ細かな貿易協定の締結が求められよう。（9）EU が ACP 諸国との間に締結する新協定に関しては，具体的には，以下の4 オプションが想定されよう。 現状維持：ただし若干の微調整をとまなうものとする。

包括的な協定+2 国間協定：きわめて一般的な協定を結び，それを各 ACP 諸国の個別事情を反映した2 国間協定により補完する。 ロメ協定の細分化： ACP 諸国をサブ・リージョン（サブ・サハラ・アフリカ諸国，カリブ海諸国，太平洋諸国）に分割する。そのうえで，各サブ・リージョンとの間に，それぞれの特殊性を考慮し，地域協力の促進を視野に入れた開発協力協定を締結する。

最貧開発途上国との特別協定：ACP 諸国に限定せず，すべての最貧開発途上国を対象とする特別協定を締結する。（10）より効果的な開発協力の実現に向けて EU は，EU 加盟国，およびさまざまな援助供与主体との間の連携・調整関係を強化すべきである。とりわけ，EU および EU 加盟国が，統一かつ包括的な対 ACP 開発協力戦略を構築することが求められる。（11）EU は，開発協力をめぐる新たな国際的潮流，過去の経験，ACP 諸国の社会的・経済的発展の現状を踏まえて，開発協力における新たな優先順位を策定すべきである。すなわち，EU と ACP 諸国は， 経済・社会・環境， 制度， 貿易と投資を，相互補完的な3 本柱として新たな開発協力政策を再編成すべきである。

（12）ACP 諸国に対する EU の経済的支援は，ACP 諸国がスムーズに世界経済に統合できるように，ACP 諸国の経済的競争力の強化を図るものでなければならない。（13）ACP 諸国に対する EU の社会的支援は，貧困の削減に焦点を当てるものでなければならない。（14）EU は，持続可能な開発という観点から，ACP 諸国の環境保全に対する支援をさらに強化すべきである。具体的には，貧困と環境破壊，環境保全に必要なコストの予算計上，能力開発，参加型アプローチを優先課題とすべきである。（15）EU は，ACP 諸国の制度改革に対して，より積極的に関与すべきである。ただしそれは，本質的に政治的な営みであり，ACP 諸国の権力構造の変更，ひいては ACP 諸国からの激しい反発を招くことは必至である。したがって，制度改革を支援するにあたり EU は，細心の注意を払って ACP 諸国との間に強力な政治的関係を樹立することが必要である。（16）ACP 諸国の政治的・社会的移行を支援するにあたり EU は，

多様な国家・社会の集合体としての EU の特性を十分に発揮できる分野に特化して、重点的に援助を行うべきである。(17) ACP 諸国との新たな貿易協定の締結に際しては、ACP 諸国の対外経済関係の多様化促進、およびさらなるマージナル化回避という観点から、以下の4オプションが想定されよう。

現状維持：ACP 諸国に限定した非相互の特恵貿易協定の締結。 EU 一般特恵制度 (GSP) の適用：開発協力協定からの貿易規定の切り離し。 相互主義原則の一律適用：すべての ACP 諸国による、対 EU (逆) 特恵の漸進的適用。

相互主義原則の選択的適用：ACP 諸国を構成するサブ・グループと EU との間の相互の特恵貿易協定の締結。(18) ACP 諸国に対する民間投資の促進に向けて EU は、2 国間レベルでの交渉に代えて、サブ・リージョン・レベル、あるいはグループ・レベルでの投資保護協定締結交渉を加速すべきである。(19) EU は、ACP 諸国に対する資金・技術協力の実施方法を抜本的に見直し、効率的実施に向けてその簡略化を図るべきである。(20) EU は、援助資金の配分にあたり、ACP 諸国の資金需要に加えて、パフォーマンス(達成度)や管理・運営という要素も補完的に考慮すべきである。(21) EU が援助と引き換えに ACP 諸国に求める諸条件(コンディショナリティ)は、グローバル・ドナー・コミュニティが開発途上国に課するコンディショナリティと整合するものと改められるべきである。またそれが実効的なものとなるためには、現実的、包括的、そして厳格なものでなければならない。(22) EU と ACP 諸国の共同管理による資金・技術協力という理念は形骸化(非効率的運営や自己改革努力の欠如)しており、抜本的な改革が不可欠である。(23) 欧州開発基金(European Development Fund)を共同体予算に組み入れ(Budgetization)、真の意味での EU 開発協力政策の展開を図ることが必要である。それにより、EU 加盟国がバイラテラル・レベルで行う開発協力と、欧州委員会の管理下で EU が行う開発協力との相乗効果が期待される。

このような EU の攻勢 高度に政治的・戦略的なイニシアティブ に対して、ACP 諸国は首脳会議の開催で対応(応酬)した。すなわち、いわば事後的に ACP グループ(諸国)の設立を制度化(正当化)したジョージタウン協定の締結(1975年6月6日・ガイアナ)からほぼ20年後の1997年11月、ACP 諸国は、ガボンのリーブルビルで第1回 ACP 諸国首脳会議を開催し、リーブルビル宣言の採択というかたちで Green Paper に対する ACP 諸国の公式

見解を明らかにした。それは形式的には、既定方針に基づく行動であった。というのも、既に 1995 年 11 月、モーリシャスにおける第四次ロメ改訂協定の調印式典にあわせて開催された ACP 閣僚理事会は、きたるべき第四次ロメ改訂協定の後継協定締結交渉開始を視野に入れて、1997 年末までに首脳レベルでの会議を開催する旨を決定していたからである。とはいえ、首脳レベルでの参加は 40 カ国余にとどまったものの、71 カ国の ACP 諸国（第四次ロメ改訂協定締約国）がすべて参加して、現実には会議の開催にこぎつけたという事実は、異例かつ政治的にきわめて大きな意味をもつ画期的な出来事であった。ACP 諸国は、首脳会議の実現、ひいては会議の成功に向けて、サブ・リージョン・レベル（アフリカ諸国・カリブ海諸国・太平洋諸国）での協議を積み重ねていった。さらに ACP 諸国の絶対多数を構成するアフリカ諸国の場合、モーリシャスのイニシアティブの下で、西アフリカ諸国、東アフリカ諸国、南部アフリカ諸国がそれぞれ個別に協議を行い、最終的には、OAU（アフリカ統一機構）の場において、アフリカ諸国としての統一的な立場を確認するまでに至ったのである。EU が首脳会議に、欧州委員会委員長、開発協力担当・欧州委員会委員、欧州議会代表等を送り込んだのは、このような首脳会議にかける ACP 諸国の強い決意（意気込み）に敏感に反応するものであった¹¹⁾。

こうした経緯を踏まえて、1997 年 11 月 6 日 - 7 日、ガボンで開催の運びとなった ACP 諸国首脳会議は、ACP 事務局長によれば、(1) 将来を見据えて、ACP-EU 関係に弾みをつけ、ACP 諸国の内発的發展を促進する。(2) ACP 諸国の社会的・経済的發展を加速するための諸方策を検討する。(3) ACP 諸国にとって望ましいかたちでの世界経済への統合を模索する。とりわけ EU 対外経済関係の構造変容という新たな状況の下で、ACP 諸国にとって望ましい地位の確保を図ることを目的とするものであり、具体的には、(1) ACP 諸国に対して国際社会が投げかけている戦略的な挑戦、および(2) 2000 年以降における、ACP-EU 関係のあり方に焦点を当てるものであった¹²⁾。こうして、1997 年 11 月 7 日、ACP 諸国 71 カ国は全会一致でリーブルビル宣言を採択した¹³⁾。それは、EU のみならず、国際社会全体に対して発せられた政治的メッセージであった。その骨子は、以下のとおりである。 (1) ACP 諸国の、経済的、政治的、社会的、および文化的發展に対するロメ協定の貢献を認める。ただし、ロメ協定に基づく開発協力関係はさらに強化されることが必要である。そのためには、本当の意味での、より対等なパートナーシップに基づく関係の再構築

が求められる。(2) ACP 諸国は、民主主義、良い統治、法の支配、人権の尊重という諸価値の実現に向けたコミットメントを強化する。(3) ACP 諸国の〈グループ〉としての統一と連帯を強化し、地理的実体としての ACP 諸国の存続を図る。(4) ACP 諸国の国家間〈グループ〉としての政治的アイデンティティを強化し、国際場裏において、ACP 諸国が統一的な主体として行動し、発言できるよう努める。(5) 人々の生活を改善するための前提条件として、平和と安定の強化・実現を図る。(6) 経済改革(マクロ・レベルおよびセクター・レベル)の一環として、民間セクターの発展を促進する。(7) 相互間の経済協力および地域統合の推進・強化を通じて ACP 諸国の競争力強化を図り、世界経済の自由化によりもたらされる挑戦(諸困難)に対処する。(8) 開発過程に対する女性や若年層の効果的な参加の促進という観点から、制度の発展や人々の能力向上を図る。(9) ACP 諸国の多くは、新たな国際環境の下で困難な構造調整プログラムを遂行している。また、ほとんどの国々は、民主化、法の支配、良い統治、人権の尊重の分野において、抜本的な改革に取り組んでいる。こうした、経済的・社会的改革の結果、ACP 諸国の経済的・社会的発展の前途は明るいものとなっていることを、ACP 諸国は高く評価する。(10) ACP 諸国は、公正な国際貿易秩序の構築を志向する。とはいえ、ACP 諸国の経済は脆弱であり、社会的統合も磐石ではない。したがって、WTO ルールの一律・機械的な適用は、ACP 諸国を混乱に陥れるものとなりかねない。(11) 農産品貿易の無制限な自由化は、ロメ協定により ACP 諸国に保証された優遇措置を脅かすものとなる。したがって、ACP 諸国は、EU および WTO 加盟国に対して、ACP 諸国(生産者)の正当な権利の確保を保証するよう求める。(12) 国際経済秩序は不平等であり、いまだかつて対等な土俵の上で競争が行われたことはない。したがって、ACP 諸国は、国際経済を規定するルール・規則の適用にあたり、開発途上国に対しては、特別かつ差異のある取り扱い(Special and Differential Treatment)の実施を求める。(13) WTO ルールの適用に当たり、最貧開発途上国・内陸国・島嶼国が直面する特別な困難を考慮に入れ、これら経済的に脆弱な国々のニーズに国際社会が配慮することを強く求める。(14) ACP 諸国と EU との間に新たに締結される協定は、これまでのロメ・レジームの成果を踏まえたうえで、それをより良いものとし、かつ世界経済のグローバル化に対応するものでなければならない。(15) ACP 諸国は、個々の国々やサブ・リージョンの特殊性を考慮に入れた協力政策の策定・実施に対

しては、必ずしもそれを全面的に否定するものではなく、Positive Differentiationとして受け入れる用意がある。ただしそれはあくまでも、ACP 諸国の<グループ>としての統一と連帯性の維持を大前提とするものである。(16) EU との広範かつ真摯な政治対話は、協力関係の強化を可能とするものである。それはまた、紛争の予防・管理・解決に向けた地域的メカニズムの強化に寄与する。(17) ACP 諸国の競争力を改善し、世界経済への漸進的統合を図るためには、これまでとは異なる、より適切な協力のメカニズムが必要である。(18) 貿易特惠は、それなりに有意義ではあるが、ACP 諸国の競争力を確保し、輸出を促進するうえで必ずしも十分とはいえない。(19) 過度の集権化、および手続きの不透明さや煩雑さによる意思決定の遅れは、EU から供与される諸資源の適切かつ有効な活用を阻害している。したがって ACP 諸国は、援助メカニズムや援助スキームの簡略化・合理化を求める。(20) ACP 諸国首脳会議は、ACP 閣僚理事会に対して、1998年9月半ばまでに、EU との交渉に臨む ACP 諸国としての基本的な立場（交渉におけるマンデート）を策定するよう求める。

ともあれ、本交渉の開始に向けた前哨戦 事前の腹の探りあいという通過儀礼 を踏まえて、1998年9月30日、EU と ACP 諸国は、2000年2月29日に失効予定の第四次ロメ改訂協定に代わるべき新協定の締結交渉を正式にスタートさせた。交渉は、四つの作業部会に分かれて行われ、ダカール（1999年2月）、ブリュッセル（1999年7月）、ブリュッセル（1999年12月）と、3次にわたる閣僚協議を経て、2000年2月2日-3日の両日、ブリュッセルでの閣僚協議において最終的な妥協点を見出し、18カ月に及ぶ交渉に幕が下ろされた¹⁴⁾。

それでは、EU および ACP 諸国は、どのような立場から交渉に臨んだのであろうか。EU に関しては、1998年6月29日、EU 閣僚理事会は欧州委員会に対して、次のようなマンデートを与えた¹⁵⁾。まず交渉の基本的方向性に関して、(1) 交渉は、1998年9月30日、閣僚レベルでの協議で開始されるものとする。(2) 交渉の目的は、<政治対話、開発協力、経済および貿易関係>を柱とする EU と ACP 諸国との間の特別な関係の再活性化・強化である。(3) 新たに締結される<パートナーシップ協定>は、<簡潔・明快・平易>なものでなければならない 旨を強調した。そのうえで、EU 閣僚理事会は、交渉における具体的なアジェンダに関して、1997年10月、欧州委員会が作成した政

策ガイドライン (*Guidelines for the negotiation of new cooperation agreements with the African, Caribbean and Pacific [ACP] countries*) を、ACP 諸国との交渉における基本的指針とすることを承認した。すなわちそれは、1996年11月、民主的かつ参加型の、そしてまた透明性を担保した政策形成を標榜して欧州委員会が作成・公表した Green Paper およびそれに対してさまざまな利害関係主体（ステークホルダー）から寄せられた意見・批判・・・等に基づくものであった。その概要は、以下のとおりである。

第一に、ポスト植民地時代 (Post-colonial days) の終焉という基本的な状況認識に基づき、EU-ACP 関係を貫く新たな主導原理として、次の5原則が謳われた。（1）政治的次元の強化：EU-ACP 関係は、新たな国際開発モデルに準拠し、平和、安定、紛争の予防と解決・・・等に資するものとして、EU 対外関係の全体的文脈において再定義されなければならない。（2）貧困の緩和を基礎とするパートナーシップの構築：貧困重視戦略への転換が、EU 開発協力の範囲を狭隘化させるものとなってはならない。（3）相互利益に基づく真の経済的パートナーシップ関係への発展：一般的な EU-ACP パートナーシップ協定を締結し、その枠組みの下で、WTO 原則と整合する地域的あるいはサブ・リージョナルな協定の締結を図る。（4）資金・技術協力の根本的改革：複雑なスキームの簡略化や合理化、直接的財政支援への移行、オーナーシップの確立・・・等、資金・技術協力の制度的枠組みを抜本的に改める。（5）ACP 諸国の地理的細分化：ACP 諸国の〈グループ〉としての一体性を大前提としたうえで、キメ細かい効果的な開発協力の推進という観点から、それを幾つかのサブ・グループに細分化してカウンターパートとする。

第二に、25年間におよびロメ・レジームの軌跡が次のように批判的に総括された。（1）パートナーシップおよび国際的な契約に基づく予測可能かつ安定した開発協力関係の展開というロメ協定の基本原理は、新たな理念に基づく類まれなモデルであった。しかし、その実現は容易ではなかった。（2）援助に対する依存体質、短期的な視点からの行動、ひいてはさまざまな危機は、以前にもましてパートナーシップ関係に暗い影を投げかけるものとなった。（3）ACP 諸国の制度的欠陥、経済的・社会的諸政策は、しばしば EU が効果的な協力を推進するうえでの阻害要因となった。（4）ロメ・レジームを機能不全に陥らせた責任の一端は、EU にも求められる。すなわち、煩雑な手続き、柔軟性の欠如、名ばかりの共同運営、ほぼ自動的に行われた資金援助、実効性

をとまわらない貿易特惠・・・等は，効果的な開発協力の実現を阻害した。

第三に，ロメ・レジームの閉塞状況を打破し，EU-ACP パートナーシップ関係の再活性化に向けて，新たな問題意識に基づき，政治的協約 (Political Contract) を結ぶことが謳われた。すなわち，EU と ACP 諸国の関係は，旧来の < Donor-Recipient > 関係という固定観念から脱却し，次のような共同利益の確保を図るものでなければならない旨が強調された。 (1) 暴力的紛争の根本原因にメスを入れ，平和と安定を確保する。(2) 他の援助供与主体と協力して，持続可能な開発，とりわけ貧困の軽減を図る。(3) 人権と社会発展を保証する開発モデルを推進する。(4) 国際協力の進展がはかばかしくない分野においては，率先して，より積極的に協力関係の推進を図る。(5) EU および ACP 諸国の双方に利益をもたらす経済発展を推進する。

第四に，ACP 諸国のオーナーシップを前提としたうえで，次のような柱からなるパートナーシップの構築が提案された。 (1) 政治次元の強化と徹底的な対話。(2) 機会均等，良い統治，紛争の平和的处理，市民社会の参加等を社会規範として受け入れる政治環境の構築。(3) 健全かつ責任ある政策の策定に向けた改革およびその支援。(4) 包括的な制度改革の推進。(5) 社会次元の強化。(6) 民間セクターの開発。(7) 環境問題に対する配慮。(8) 相互利益をもたらす経済協力の推進。(9) 協力関係の地域的細分化。(10) 島嶼国経済を苛む制約条件への配慮。(11) ACP 諸国の発展段階，ニーズ，長期的開発戦略に対応した，< 選択と集中 > を柱とする支援。

第五に，ACP 諸国との交渉に臨むにあたり，過去に根ざす協力関係から脱却して，未来志向の戦略的協力関係への転換を図る旨が強調された。また，EU 対外関係の全体的文脈において EU-ACP 関係を再編成し，その基軸となる < 政治・貿易・開発協力 > の諸次元間の整合性の確保，ひいては EU 域内政策との整合性確保が謳われた。

第六に，政治的中立性の神話が否定され，EU-ACP 協力関係の政治的意義が強調された。そのうえで，開発協力政策の自立性堅持という留保条件つきながらも，EU 共通外交安全保障政策の一環としての開発協力政策の積極的活用，とりわけ紛争の予防や平和構築の分野において開発協力政策がはたす役割が謳われた。さらに，新たな開発アジェンダ（貧困の緩和や社会開発・・・等）の達成は，ACP 諸国の社会構造や権力構造の大変革をとまなうものであり，純粋に技術的・経済的観点からのアプローチでは対処しえないとの認識に基づき，

徹底的な政治対話推進の重要性が強調された。

第七に、<新たな政治対話>の展開という観点から、以下の諸点が強調された。(1)人権、民主主義の諸原則、および法の支配は、EU-ACP 関係の Essential Element (本質的要素)を構成している。(2)人権は普遍的かつ不可分であり、その厳格な解釈と適用が不可欠である。(3)民主主義の諸原則に関しては、単一の普遍的モデルが存在する訳ではないが、それは少なくとも代表制民主主義の基本的特徴(権力分立や市民的自由等)を具現するものでなければならない。(4) Good Governance (良い統治)は、法の支配と同様に、社会開発や貧困の緩和を実現するうえできわめて重要である。それは、汚職の撲滅や参加型開発の促進を可能とするものであり、EU は ACP 諸国との新たな協定において、良い統治を協力関係の本質的要素と規定することを強く主張する。(5)政治対話は、EU-ACP 関係において、援助および経済協力を補完する第三の柱であり、成熟した、かつ責任ある対等なパートナー間の関係に活力を与えるものである。

このような EU の動きに対抗して、ACP 諸国も、1998 年 5 月以降、ACP 貿易相会合および ACP 事務局を中心に、対 EU 交渉戦略の策定を加速した¹⁶⁾。こうして、交渉に臨む ACP 諸国の基本的かつ統一的な立場を謳った ACP Group Negotiating Mandate (30 September 1998) が策定された。その概要は、以下のとおりである。

第一に、交渉を取り巻く国際政治経済環境の構造変容(冷戦の終焉、グローバル化、WTO の発足、環境および開発に対する関心の高まり、マーストリヒト条約の発効による EU の誕生)、およびアジア通貨金融危機の勃発(1997 年 - 1998 年)により、南北開発協力関係の基本枠組みの再検討、およびその改革がますます急務の課題となっているとの基本認識が強調され、リールビル宣言の精神および文言が再確認された。

第二に、新協定が依拠すべき主導原理として、以下の 5 点が強調された。

(1)新協定は、本当の意味での、より強化された戦略的パートナーシップに基づくものでなければならない。それは、コンディショナリティとは無縁であり、かつ予測可能な安定的資金供与をともなうものでなければならない。(2)新たなパートナーシップは、バランスのとれた、かつ条件のつかない政治対話により支えられなければならない。それは、ACP 諸国の連帯と統一、および Positive Differentiation を基本原理とすべきである。(3) ACP 諸国の目的は、

平和・安全・安定が確保された政治環境の下で、経済成長を維持し、持続可能な開発を達成することにある。ACP 諸国にとっては、開発こそが第一義的な課題であり、それが政治的な課題に従属させられてはならない。すなわち、開発は、それ自体が目的であり、基本的人権にほかならない。(4) 新協定は、貧困の根本原因の根絶、食糧安全保障の確保、社会を構成する各層(民間セクターや NGO を含む)の政治的・経済的・社会的登用、ACP 諸国の世界経済への漸進的かつスムーズな統合等、ACP 諸国の具体的な課題に配慮するものでなければならない。とりわけ、ACP 諸国には最貧開発途上国が多く含まれており、新協定は、それら諸国の国際経済におけるマージナル化のリスクを大幅に軽減するものでなければならない。(5) ACP 諸国の直面する諸課題を達成するためには、適切な政治的・経済的・社会的インフラストラクチャーの構築と展開、貿易と投資の発展、民間セクターの促進が不可欠である。

第三に、政治的・制度的課題として、以下の諸点が強調された。(1) 政治対話は、政治的命令の代替物となってはならない。それはまたコンディショナリティという性格を帯びるものでもない。(2) リーブルビル宣言でも再確認されたように、ACP 諸国は、民主主義、法の支配、人権の尊重、良い統治を重視し、その実現にコミットしている。(3) ACP 諸国は、EU との協力関係の本質的原則(Essential Principles)が遵守されていないという理由で、EU が一方的に開発援助を引き上げることを容認しない。(4) 政治対話には、次のような ACP 諸国の関心事項が含まれるべきである。すなわち、紛争の予防と管理、および紛争後の国家建設。EU 諸国に滞在する ACP 諸国からの移民問題。ACP 諸国に対してマイナス効果をもたらす EU と第三国との関係。ACP 諸国の安定性を脅かしかねない EU の行動(武器貿易、多国籍企業の活動、核実験、産業廃棄物の移動と処理、ドラッグの密輸、マネーロンダリング、汚職、人種差別、対人地雷の製造と輸出等)。市民社会および民間セクターの参加促進。人道援助と食糧政策。環境保護にかかわる政策措置の適用。(5) サブ・リージョン・レベルでの EU と ACP 諸国との政治対話が、政治的実体としての ACP 諸国の団結を阻害するものとなってはならない。(6) ACP グループの地理的範囲は、現行どおりアフリカ、カリブ海、太平洋の独立国家に限定されるべきである。ただし、それら地域に属する海外の領土および領域(OCT)が独立を達成した場合には、ACP グループへの参加を認めるべきである。また、キューバに関しても、グループへの参加の道を開くべきである。(7)

ACP 諸国相互間の協力関係の推進（地域化 Regionalisation）は、EU-ACP 開発協力の目的に合致する有効なアプローチであり、新協定においては、さまざまなサブ・リージョンの多様なニーズ、および個々の ACP 諸国の異なる発展段階に配慮した規定を設け、その実施を担保する保障措置を講ずるべきである。

(8) ACP 諸国の多様なニーズを考慮する (Positive Differentiation) にあたり、最貧開発途上国、とりわけ経済的に脆弱な内陸国や島嶼国の特別かつ増大する開発ニーズに十分な配慮を行うべきである。

第四に、貿易および貿易関連事項に関して、次のような基本認識が再確認された。(1) ACP 製品の EU 市場に対する特惠的アクセスの付与は、限定的ながらも、ACP 諸国経済の成長に寄与している。ただし WTO ルールの下では、そのような非相互的特惠貿易制度の存続はもはや容認されない。(2) ACP グループは、EU に対して、現実的かつ十分な移行期間を設けて ACP 諸国経済の競争力を強化し、特惠貿易制度の廃止により ACP 諸国経済が壊滅的な打撃を受けることのないようにすることを求める。(3) 特惠貿易制度の廃止に備えた移行期間が終了した後も、最貧開発途上国やきわめて脆弱な国々を対象とする非相互的特惠貿易制度は維持されるべきである。(4) 新協定では、自由化の推進を志向する WTO 体制へのスムーズな適応〈調整〉に向けて、貿易の発展を支援する規定を設けるべきである。(5) EU は、2000 年から 2005 年にかけて、ACP 諸国との間に、ACP グループの全体レベルかサブ・リージョン・レベル、あるいは個別国家レベルにおいて、自由貿易協定締結交渉を行うことを提案しているが、その意義については慎重な検討が必要であり、またそれはあくまでも自由意志に基づいて行われるものでなければならない。(6) EU は、最貧開発途上国以外の ACP 諸国に対しては、一般特惠制度 (GSP) の適用を提案しているが、かりに強化・改善されたとしても、それはロメ協定に基づく貿易特惠制度よりも劣るものである。(7) 一次産品に対する特別議定書は、適宜必要に応じて再検討を加えたうえで、維持・強化されるべきである。とりわけ、バナナに関する議定書は、強化されるべきである。また、砂糖に関する議定書は、法的には独立した規定であり、新協定締結交渉の対象に含むべきではない。

第五に、開発にかかわる資金援助に関して、次の 3 点が強調された。

(1) これからの協力関係は、健全なマクロ経済政策の実施、財政規律の確保、市場重視、必要な調整措置の実施等、ACP 諸国自身の努力を補完するものでなければならない。(2) 資金・技術協力は、ACP 諸国自身が構築・策定した

開発戦略・目的・優先順位に基づいて実施されなければならない。それは具体的には、ACP 諸国自身のオーナーシップによる経済・社会改革、中・長期的な開発計画の策定を可能とする予測可能かつ安定的な資金援助、さまざまな資金援助制度（スキーム）の簡略化と合理化、柔軟なプログラミング、管理手続きの分権化と改善を基本原理とすべきである。（3）新協定は、とりわけ、人々の能力強化、ジェンダー、インフラストラクチャーの構築・整備、国家行政機構の改革と近代化、地域協力および地域統合、環境および天然資源の保護に関する ACP 諸国のダイナミックかつ多様なニーズに応えるものでなければならない。

以上が、EU（15カ国）と ACP 諸国（71カ国）の交渉に臨む基本的かつ統一的な立場である。それはいうまでもなく、EU および ACP 諸国をそれぞれ構成する国家間に繰り広げられた複雑な政治過程の産物（パッケージ・ディール）であり、さまざまな外交的言辞に彩られるものである。すなわち、EU と ACP 諸国の双方は、南北関係の基本動向を踏まえて、とりわけ Global Donor Community における主導原理（基軸概念）を駆使して、お互いに自己の立場の正当化、ひいては交渉における主導権の確保を図ったのである。したがって、その言わんとするところ（真のメッセージ）を的確に理解・把握するためには、複雑な歴史的背景を踏まえたうえでの、行間の読み込み作業が不可欠である。

このような観点から EU と ACP 諸国の交渉に対する基本戦略を対比させた場合、パートナーシップに基づく南北開発協力の実践的モデルという格調高いエールの交換とは裏腹に、両者間には、これまで何度となく繰り返されてきた同床異夢というパターンが依然として支配的であった。いうまでもなく、EU と ACP 諸国が展開した開発協力シナリオは、基本的には共通の言語（ジャーゴン）、共通のパラダイムに依拠するものであり、その限りにおいて、交渉に臨む両者の基本的スタンスに大きな隔たりは存在しなかった。EU と ACP 諸国は、長年にわたり蓄積してきた協力関係を共有財産とし、それによって培われた共通の土俵に基づき、交渉ゲームのスタートラインに立ったのである。

とはいえ、こうした表面的なコンセンサス（基本的認識の一致）にもかかわらず、両者間には深い亀裂が横たわっていた。そもそも、交渉の原点として、その基本的方向性を大きく規定する、協力関係の原理・原則（総論）のレベルにおいても、EU と ACP 諸国との間には決して看過しえない重大な齟齬が存

在した。たしかに両者は、相呼応して、〈パートナーシップと政治対話〉を車の両輪と位置づけ、それを梃子として〈貧困の削減、持続可能な開発、ACP 諸国の世界経済への統合、最貧開発途上国や脆弱な内陸国・島嶼国に対する特別措置〉を基本的課題として追求することを高らかに宣言した。とはいえ、そのような両者の共通認識は磐石ではなかった。というのも、高度に抽象的な原理・原則は、本来的に曖昧かつ多義的である。それは多分に相違点を糊塗する政治的レトリックとして利用されがちである。この点に関しては、EU と ACP 諸国も例外ではなかった。両者が論駁困難な規範的基軸概念として提示したさまざまなジャーゴンは、相互間の本質的かつ微妙な緊張関係を曖昧にしたまま、敢えて優先順位をつけることなく羅列されるものであった。こうして EU と ACP 諸国は、交渉のスタートラインにおける決定的な対立の回避を図ったのである。

もっとも、こうした EU と ACP 諸国との間の阿吽の呼吸による微妙なバランスは、アジェンダが協力関係の手段・方法（各論）のレベルへと移行するにつれて、その脆弱性を露呈していった。すなわち、EU と ACP 諸国は、とりわけ以下の諸点に関して、否応なしに認識の相違という現実と直面したのである。

(1) パートナーシップおよび政治対話とコンディショナリティとの〈トレードオフ〉関係。(2) Essential Element の範囲、とりわけ Good Governance 条項導入の是非。(3) 政治対話のアジェンダ、およびその実効性を担保する制度的枠組みの強化。(4) パートナーシップにコミット（参加）することを認められる行動主体の範囲。(5) ACP 諸国の地理的範囲の確定 キューバおよび新たに独立する太平洋諸国の加盟問題。(6) 新たな貿易協定への移行措置 移行期間および例外措置の設定。(7) 協力関係の効果的実施措置 スキームの根本的変革。(8) 優先的協力分野に関する規定の具体化。(9) ACP 諸国のニーズ重視か、それともパフォーマンス（成果・実績）重視か。(10) 協定本文の簡略化と付属文書の法的位置づけ。

ともあれさまざまな思惑を秘めて EU と ACP 諸国は、1998 年 9 月 30 日、ブリュッセルで第四次ロメ改訂協定の後継協定締結交渉を正式にスタートさせた。いうまでもなくその過程は直線的ではなく、起伏に満ちたものであった。以下、*Courier* を手がかりとしてその政治過程を再構成してみよう。

1998 年 9 月 30 日、開発問題担当・欧州委員会委員 João de Deus Pinheiro は、

交渉のオープニング・スピーチにおいて、<相互義務 (Mutual Obligations) を基礎とする (協力関係の) 青写真を作成することこそ、われわれが追求すべき課題である。・・・われわれは、まさしく混沌とした転換の時代に生きているのである>と、交渉を取り巻く厳しい時代状況、そしてまたそれに対する果敢な挑戦の必要性を強調した¹⁷⁾。それは、協力関係の根本的な見直しを強くアピールするものであり、その結果として、交渉が長期にわたり難航することも敢えて辞さないとの決意を表明するものであった。そのうえで同委員は、合意の形成に向けた活発な議論を展開するうえで、とりわけ欧州議会および ACP-EU 共同総会がはたす役割の重要性を強調した¹⁸⁾。

これに対して、ACP 閣僚理事会議長 Billie Miller は、次のように釘をさした。

(われわれが) 協定の目標を完全に達成することに成功したかということ、いうまでもなく答えは否であり、期待はずれが多かったことは事実である。・・・ただし問題があるからといって、協定そのものの基本的方向性それ自体を否定すべきではない。・・・われわれは、過去に対して肯定的であり、かつ将来に対して野心的でなければならない。これからどうすべきか？われわれに問われているのは、ともに手を携えて進むことの是非ではなく、開発に向けたわれわれのパートナーシップをいかにして再活性化 (Revitalize) するかということであろう¹⁹⁾。

1999年7月29日 - 30日、ブリュッセルで第二回閣僚協議が行われた。二日間にわたる協議は、楽観的な見通しのもとで開始されたが、最終的には、十分な合意を達成することなく閉会した。とりわけ、EU と ACP 諸国は、Good Governance と資金援助の凍結、および貿易レジームをめぐる激しく対立し、妥協点を見出すことができなかった²⁰⁾。離任を目前に控えた João de Deus Pinheiro 開発問題担当・欧州委員会委員が、欧州開発基金による資金援助中断の危険性や WTO により例外的に認められてきたウェーバー (義務免除) 措置に対する悪影響を指摘して、第四次ロメ改訂協定の失効前までに交渉を受結させるよう警鐘を鳴らしたのは、こうした閉塞状況に対する強い苛立ち (危機意識) を反映するものであった²¹⁾。

いうまでもなく EU と ACP 諸国の双方は、協力関係の政治的次元の重要性を確認し、相互に関心をもつトピックに関して、政治対話を通じて協力関係のいっそうの強化を図るという点においては認識を共有していた。とはいえ、Good Governance の位置づけに関しては、両者の見解は真つ向から対立した。

EU は、Good Governance を人権、民主主義の諸原則、法の支配に続く、第四の Essential Element として位置づける（格上げする）ことを強く主張した。それによって EU は、ACP 諸国が Good Governance に抵触した場合には、資金援助の凍結という制裁措置の発動が可能となるように図ったのである。これに対して ACP 諸国は、Good Governance という考え方それ自体に反対するものではないとの基本的立場を明らかにしたうえで、それを Essential Element 条項に挿入することに対しては断固として反対する旨を強調した。ACP 諸国は、（１）そもそも Good Governance という概念は、きわめて曖昧であり、それを客観的に測定することは不可能である。（２）EU の主張する Good Governance とは、突き詰めれば汚職 (Corruption) 撲滅に他ならず、それは法の支配という概念によってすでにカバーされているとの論拠に基づき、EU の主張に激しく反発したのである²²⁾。

同様な対立の構図は、貿易レジームの構築に関しても繰り返された。いうまでもなく EU と ACP 諸国の双方は、WTO レジームの下で、非相互的特恵貿易レジームを無期限に継続させることは不可能であるという点においては認識を共有していた。すなわち両者とも、自由化が不可避であるという共通認識を保持していた。問題は、自由化の時期（タイミング）と内容であった。一方において EU は、WTO ルールと整合するさまざまな地域経済パートナーシップ協定 (Regional Economic Partnership Agreement) の締結、および締結交渉の早期開始を主張した。これに対して ACP 諸国は、十分な準備期間、移行期間の設定を強く求め、EU の主張を拙速主義として退けた。さらに ACP 諸国は、WTO のもとで開始が予定されている多角的貿易自由化交渉の推移を見極めたうえで、新しい貿易協定の締結を図っても決して遅くはないとの立場を貫いたのである²³⁾。

1999年10月11日-15日、バハマで ACP-EU 共同総会が開催された。会議の冒頭、共同議長を務めた John Corrie（イギリス）は、＜共同総会に期待されている役割は、交渉を行き詰まり状態から脱却させるために、具体的な方策を提示することである＞としたうえで、＜貿易、STABEX、SYSMIN、Good Governance に関しては、いまだに合意が成立していない。ACP 諸国は、EU が Good Governance を梃子として、自分たちに間接的に圧力をかけようとしていると感じている。またこれら開発途上国は、EU の関心がアフリカ、カリブ海、太平洋から、EU 近隣諸国にかかわる問題へと移行しつつあると憂慮し

ている>と指摘した²⁴⁾。なお総会では、多くの議員が Good Governance に言及したが、ACP 諸国の基本的な認識は、Good Governance が懲罰の口実として利用されることを懸念するものであった。これに対して EU は、(1) Good Governance は、人権の尊重、民主主義の諸原則、法の支配と同様に、公正かつ持続可能な開発を実現するための前提条件である。(2) 透明性、説明責任、汚職の防止と撲滅という Good Governance のいくつかの構成要素が、Essential Element 条項に含まれていない。(3) Good Governance は、EU と ACP 諸国の協力関係をより効率的かつ効果的なものとする。以上の論拠に基づき、Good Governance を Essential Element 条項に追加挿入することを強く求めたのである²⁵⁾。

1999年11月25日-26日、ドミニカ共和国のサントドミンゴで第二回 ACP 諸国首脳会議が開催された。第四次ロメ改訂協定の失効まで残すところ3ヶ月余。シアトルで開催予定(11月29日-12月3日)の第三回 WTO 閣僚会議まで余すところ数日。新たな千年紀への移行を目前に控えたこの時期に ACP 諸国が首脳会議を開催した目的は、公式には、グローバリゼーションの拡大・深化という荒波に対して、ACP グループがグローバル・プレーヤーとしての存在をアピールし、EU と手を携えて、その矛盾(影の部分)に異議申し立てを行おうとするものであった。とはいえその直接的な目的は、WTO レジームの下で加速する貿易自由化の動き 開発途上国の世界経済への早急な統合を牽制し、EU 市場に対する ACP 諸国の特権的アクセス(既得権)のさらなる延長を図ろうとするものであった²⁶⁾。いうまでもなくそれは、WTO ルールを大義名分として地域経済パートナーシップ協定の締結を既定方針として押し進めようとする EU に対する牽制であった。こうして、会議では、グローバリゼーションに対する対抗概念としてマージナリゼーションが対置され、その危険性が強調された。ACP 諸国にとっては、グローバリゼーションとは、異端の存在を認めない<全体主義的なドクトリン>に他ならないとして強く批判されたのである²⁷⁾。同様に会議では、EU が提起した Good Governance 概念の Essential Element 条項への挿入も激しく指弾された。ACP 諸国は、EU によるロメ協定の自動的かつ一方的な適用停止の陰謀として、それに強い感情的反発・敵意を爆発させたのである。

ともあれ会議は、11月26日、“En route to the 3rd Millennium”と題するサントドミンゴ宣言を採択して閉幕した²⁸⁾。いうまでもなくそれは、高度に外交的

なステートメントであり、会議の雰囲気赤裸々に示すものではなかった。その概要は、以下のとおりである。(1)キューバは、カリブ海に属する ACP 諸国の一員として、新協定の締約国に迎え入れられるべきである。(2) 衡平かつ持続可能な経済的・社会的発展の実現に向けて、ACP 諸国は、諸資源の透明かつ責任ある管理を行う。(3) ACP 諸国は、平和、安全、安定、連帯、そして世界経済拡大の果実の衡平な配分の実現に向けて積極的に貢献する決意である。(4) 貿易の自由化は、開発途上国に対する適切な支援と並行して、漸進的に行われるべきである。したがって、シアトルで開催される第三回 WTO 閣僚会議は、開発途上国に対する特別かつ差異のある取り扱いを疑問の余地なく明確なかたちで再確認すべきである²⁹⁾。

以上の一般的な主張を踏まえ、ACP 諸国は、EU との新協定締結交渉に関して、次のような主張を展開した。(1) 協力関係の効果的実施を担保するための制度改革こそが交渉における最優先の課題である。(2) 新協定へのスムーズな移行を確保するために、EU は WTO において新たなウェーバー獲得に向け、時宜にかなった行動をとるべきである。(3) 開発に第一義的な責任を有するのは ACP 諸国自身である。とはいえ EU も、ACP 諸国が直面している諸困難に鑑み、適切な資金・技術援助を通じて、ACP 諸国の努力を支援するよう求める。(4) ACP 諸国の債務救済に向けて、世界銀行や IMF とは別に、EU も独自の救済措置を講ずるべきである。それは、欧州開発基金からは独立した、追加的な資金源に基づくものでなければならない。(5) 貿易協力こそ、ACP 諸国と EU とのパートナーシップの根幹を構成するものであり、ACP 諸国の安定に大きな役割をはたしてきた。(6) 現行の非相互的特恵制度は、ACP 諸国経済に利益をもたらしてきた。したがって EU は、ACP 諸国の世界経済への漸進的かつスムーズな統合を促進すべく、そのような貿易特恵の維持を確保するための措置を講ずるべきである。(7) STABEX と SYSMIN は必要に応じた改善策を講じたうえで、維持されるべきである。(8) 新協定においては、ACP 諸国産品の EU 市場に対するアクセスの改善が確保されなければならない。(9) ACP 諸国は、文化が開発にとって死活的な重要性を持つものであることを確認し、文化的アイデンティティの確保および促進に向けて努力する決意である。(10) ACP 諸国は、さまざまな行動主体が世界を舞台として政治的・経済的にますます重要な役割を担いつつあるという現状を踏まえ、(EU に限定されることなく) それら諸行動主体との間に適切な関係の構築を図

る決意である。

最後に ACP 諸国は、具体的な行動指針として 19 パラグラフから構成されるサントドミンゴ行動計画を採択した³⁰⁾。そこでとりわけ注目されるのは、以下の諸点である。(1) ACP 諸国首脳は、当該 ACP 諸国閣僚に対して、来るべき WTO 貿易交渉において、開発問題が中心的課題となるように、そしてまた既存の合意事項および最貧開発途上国に対する特別措置の実施が最優先課題となるように働きかけることを指示する。(2) ACP 諸国首脳は、ACP 閣僚理事会に対して、ACP 諸国によりロメ協定の重大な侵犯が行われたという申し立てが EU からなされた場合、それを迅速に検討する協議機関を設置するよう指示する。(3) 新協定においては、移行期間の開始前までに、ACP 諸国のサプライサイドの能力強化、競争力の強化、ACP 製品の市場アクセスの改善が確保されるべきである。

〔2〕 協定の基本構図

コトヌでの調印式典前日の 2000 年 6 月 22 日、新たに太平洋の 6 カ国（クック、ミクロネシア、マーシャル、ナウル、ニウエ、パラオ）が ACP グループへの加入を承認された。こうして 6 月 23 日、EU15 カ国と ACP 諸国 77（71+6）カ国との間に、有効期間 20 年間のコトヌ協定が調印された。それは、全 100 条（6 部）から構成される協定本文を中核規定（基本的な枠組み）とし、それを具体的に裏付ける一連の付属書、議定書、最終議定書から補足される法的文書であった³¹⁾。

それではこのコトヌ協定は、どのような特徴を保持するのであろうか。まず指摘されるのが、枠組み協定という形式的な特徴である。すなわち一連のロメ協定は、本文それ自体で、自己完結的に独立した法的文書としての要件を具備していた。これに対してコトヌ協定は、あくまでも EU-ACP 開発協力関係の基本原則・原則（総論）の展開を主眼とするものであり、その具体的な適用・運用に関わる規定（各論）は、5 年ごとの見直し作業の対象とされる付属書や議定書に委ねられた。協定本文の規定が、369 条（第四次ロメ改訂協定）から、100 条へと大幅に削減されたのは、こうしたコトヌ協定の枠組み協定化を象徴的に示している³²⁾。

さらにコトヌ協定には、ロメ・レジームからの質的大転換も認められる。たとえば、Gorm Rye Olsen は、EU 開発協力戦略の大転換という視点から、コト

又協定の基本的特質を次のように総括している³³⁾。

コトヌ協定は、1990年代に台頭していった開発協力の世界的潮流を強く反映するものである。確かに協定は継続された。しかし、EU 開発協力の独自性は消えてしまった。明らかなことは、2000年までに、EU の政策決定者が、被援助国の開発の方向性に影響を及ぼすための政策手段として EU 開発協力（すべてとはいわないまでも、その多くの部分に関して）を位置づけるに至ったという事実である。同時にコトヌ協定は、開発途上国に対して、いままで以上にみずからの開発に対して大きな責任をはたすことを、EU が要求するものであることを示している。この点は、地域パートナーシップ協定の目的のひとつに、開発途上国が、EU との間に植民地時代の貿易パターンを継続させるのではなく、地域レベルにおいて相互に貿易の促進を図ることが掲げられていることから窺われる。またコトヌ協定は、EU の政策決定者のなかには、開発協力、少なくともサブサハラ・アフリカ諸国に対する開発協力の効果に対しては、いままで以上に懐疑的な立場をとるものが少なくないという現実を反映している。とはいえ、こうした新たな動きをもっとも端的に示しているのが、第13条の移民に関する規定であろう。それは協定が、EU 域内政治におけるさまざまな政策手段のひとつになっていることを示している。

また、Sanoussi Bilal and Roman Grynberg は、コトヌ協定の具体的な基本原理に着目して、同協定のロメ・レジームからの質的転換を次のように指摘している³⁴⁾。

新協定は、それまでのロメ協定から大きく乖離する新たな要素を含んでいる。重要な変更点は、以下のとおりである。

パートナーシップにおける政治的次元の強化

新たな（非国家）行動主体への、パートナーシップ関係の外延的拡大
援助管理運営体制の合理化、およびパフォーマンス（成果・実績）を基礎とする援助管理運営体制の導入

WTO 体制に合致する新たな貿易関係への移行

以下、こうした指摘を手掛かりとして、コトヌ協定の特徴　ロメ・レジームからの<後退>　を浮き彫りにしてみよう。

(1) 前文

コトヌ協定前文においてまず注目されるのは、新たに労働基本権の尊重という観点から ILO 諸規範の遵守が強調され、また WTO 自由貿易体制へのコミットメントが謳われた点である（ただし、<新たな、より公正かつバランスのとれた世界秩序の構築>というロメ・レジームの常套句〔基本理念〕は削除された）。それ以外には、これまでロメ・レジームのもとで断片的に言及されてきたさまざまな規範や目標が、以下のように一元的な<理念>として体系化されたことも大きな特徴といえよう。

第一に、コトヌ協定の目的として、(1) 貧困の削減、(2) 持続可能な開発、(3) ACP 諸国の世界経済への漸進的統合を追求する旨が謳われた。

第二に、(1) ACP 諸国のグローバル化に対する挑戦を支援し、(2) グローバリゼーション過程における社会的次元の重要性に注意を喚起させることを通じて、ACP 諸国の経済的、社会的、文化的発展、および ACP 諸国の人々のさらなる福祉の向上を図る旨の決意が表明された。

第三に、EU と ACP 諸国との間の特別な関係を再活性化させ、政治対話、開発協力、および経済・貿易関係を基礎とする、より強固なパートナーシップの構築に向けて、包括的かつ統一的なアプローチを実施する旨が確認された。

第四に、平和、安全、安定、人権の尊重、民主主義の諸原則と法の支配、および良い統治が、(1) 長期的な発展を実現するために不可欠かつ不可分の総体を構成しており、(2) その実現を担保する政治環境確保の重要性、および(3) 当該開発途上国自身の第一義的責任が確認された。

第五に、健全かつ持続可能な経済政策こそが開発の前提条件である旨が確認された。

第六に、ACP 諸国首脳会議が採択したリーブルビル宣言およびサントドミンゴ宣言の重要性が確認された。

第七に、2015 年までに絶対的貧困下に置かれている人々を半減させようとする国連および OECD/DAC の目標は、EU-ACP 開発協力においても追求すべき課題である旨が謳われた。

(2) 第一部：一般規定

Partnership Agreement というタイトルに象徴されるように、コトヌ協定は、

EU と ACP 諸国が、ロメ・レジームから訣別して、パートナーシップを基軸概念とする新しい協力関係へと移行することを公式に宣言し、グローバル化を主導原理とする新たな国際環境に適応、さらには挑戦しようとするものである³⁵⁾。その意味では、EU-ACP 協力関係における新たな開発哲学の展開こそがコトヌ協定の中心課題であり、一連の Lomé Convention における一般規定が、ともすれば空疎なレトリックの羅列に終始しがちであったのとは対照的に、コトヌ協定の一般規定は、実体をともなう強力な政治的メッセージとしての性格を強く保持している。それはまた、欧州連合条約第 130u 条（アムステルダム条約第 177 条）に規定された EU 開発協力政策の目的を、明確かつ忠実に反映するものである。

このような、新たな闘争宣言の嚆矢を飾る一般規定。それは、次のような 2 編構成となっている。

第 1 編では、パートナーシップの目的と基本原理が確認され（第 1 章）、そのうえでパートナーシップを担うべき新たな行動主体の役割が規定された（第 2 章）。すなわち、前者に関しては、まず EU-ACP パートナーシップが追求すべき中心的な目的（課題）として、(1) 持続可能な開発による、ACP 諸国の貧困の削減・撲滅、および (2) ACP 諸国の世界経済への漸進的統合が掲げられた。それはまた、パートナーシップを通じて ACP 諸国の平和と安全を確保し、安定的かつ民主的な政治環境を構築することにより、ACP 諸国の経済的、文化的、社会的発展を図ろうとするものであった。いうまでもなくそれは、開発の諸次元（政治・経済・社会・文化・環境）に対する包括的なアプローチの追求という国際社会の基本動向を色濃く反映するものであった。

ついで、EU-ACP パートナーシップを主導する基本原理 (Fundamental Principles) として、以下の 4 点が強調された。(1) 対等なパートナーシップおよび開発戦略における ACP 諸国のオーナーシップ：EU と ACP 諸国は、対等なパートナーとして協力関係を展開する。ただしそれは、ACP 諸国のオーナーシップを支援・強化するものでなければならない。また、社会的・経済的開発戦略の選択は、主権に属する問題として、ACP 諸国のオーナーシップに委ねられる。とはいえそれは無条件ではなく、第 9 条に規定される Essential Elements に適切に配慮するという留保条件つきで認められるものである。(2) 参加型開発：ロメ・レジームと同様にコトヌ協定においても、基本的には、政府間関係 (Government-to-Government Relations) がパートナーシップの柱とされる。

ただしコトヌ協定においては、政治改革、経済的自由化、地方分権という新たな国際的潮流を反映して、多元的パートナーシップの展開という観点から、主権国家の（中央）政府以外の非国家行動主体（市民社会、民間セクター、地方政府、NGO 等）の積極的な参加を推進する。（3）対話および相互義務の履行：コトヌ協定は、単なる資金援助のための金庫ではない。パートナーシップの当事者は、相互に協定に定められた義務の履行を求められ、それを担保するのが EU と ACP 諸国との間の対話である。（4）細分化および地域化：開発協力の具体的な内容は、パートナーたる当該 ACP 諸国の開発レベル、ニーズ、パフォーマンス（成果・実績）、長期的開発戦略に対応するキメ細かなものでなければならない。とりわけサブ・リージョン・レベルにおける差異が重視されなければならない。また最貧開発途上国や脆弱国（内陸国や島嶼国）に対しては特別の配慮が払われなければならない。

ついで後者に関しては、パートナーシップを主導する基本原理のひとつとして多様な行動主体による参加型開発の促進が謳われたのを受けて、新たに独立した章が設けられ、政府中心の Closed Shop 体制を堅持してきたロメ・レジームからの離脱が、きわめて一般的なかたちながらも、次のように規定された。

（1）社会的・経済的開発戦略に最終的決定権を保持するのは ACP 諸国である。しかしそれは、EU とのパートナーシップにおいて、ACP 諸国の中央政府を唯一・絶対的な行動主体として位置づけるものではない。（2）ACP 諸国の中央政府が、これまでどおり Driver's Seat を占めることに変更はない。しかしながら非国家行動主体は、中央政府に対して補完的な役割をはたしうる存在であり、開発過程に対する貢献という点において、その潜在的可能性が期待される。（3）非国家行動主体に対しては、開発協力の実施過程における「川下」でのコミットメントに加えて、適宜必要に応じて、次のような「川上」でのコミットメントも認められるべきである。すなわち、開発協力に関する政策や戦略の立案・策定、プロジェクトにおける優先順位の選定、さらには政治対話に関して、非政府行動主体に対して情報提供を行い、そのコミットメントを促進する。非政府行動主体に対して、新たに、直接的な資金援助を行う。

非国家行動主体の能力強化 (Capacity-Building) を支援する ことが求められる。（4）パートナーシップの主体となりうる行動主体は、次のふたつのカテゴリーから構成される。 国家行動主体：中央政府 + 地方政府・地域政府。

非国家行動主体：民間セクター・経済的 / 社会的組織（労働組合等）・市民

社会。

つづく第2編では、政治的次元 (Political Dimension) と題して、EU-ACP パートナーシップを貫徹する基本哲学が展開された。それは形式的には、政治環境の重要性を謳ったコトヌ協定前文、および第1条の規定に対応するものであった。しかしそれは同時に、高度に政治的/戦略的なメッセージでもあった。すなわち第2編は、政治的次元をパートナーシップの中核と位置づけ、経済協力協定として発足したロメ・レジームからの離脱、換言すれば政治協力協定への質的大転換を公式に確認するものとなった。こうして、ACP 諸国からの微妙なフィードバックをみきわめながら、EU がなし崩し的に積み重ねてきたロメ・レジームの<政治化>は、コトヌ・パートナーシップ協定の締結により、ひとつのピークに到達したのである。それは、政治的諸価値の達成(目標価値および手段価値の両面において)をパートナーシップが志向すべき課題として規範化するものであり、パートナーシップ協定の特質、とりわけその政治哲学を象徴的に示すものであった。その概要は、以下のとおりである。

まず第2編の冒頭(第8条)において、政治対話 (Political Dialogue) というタイトルのもとに、パートナーシップ協定における戦略的基軸概念である政治対話に関する基本的認識が、以下の5点にわたって展開された。

第一に、パートナーシップを支える原動力として、より徹底的かつ包括的な政治対話 (Deeper and Wider Political Dialogue) の推進が謳われた。それは、従来の政治対話が、対象を政治的コンディショナリティに関連する問題に限定し、ともすれば自由闊達な議論を妨げる形式主義に陥ったとして、政治対話の再活性化を強く求めた EU の主張を反映するものであった。

第二に、政治対話の目的として、次の諸点が強調された。(1) 協力関係の優先順位に関する合意の促進。(2) 国際場裏 (WTO 交渉等) における ACP 諸国の利益の擁護。(3) 援助の凍結等の最終手段選択の回避。(4) 平和、安全保障と安定、安定した民主的政治環境の構築。(5) 人権擁護、民主主義の諸原則、法の支配、良い統治の進捗状況に関する定期的な評価。

第三に、政治対話の範囲に関して、伝統的な開発協力の枠に限定することなく、さまざまな政治的イシューを対象に組み入れる旨が謳われた。それは、コトヌ協定の<政治化>を反映するものであり、具体的には、平和、暴力的紛争の予防・管理・解決、環境、ジェンダー、移民、文化遺産、武器貿易、過度の軍事支出、ドラッグ、組織犯罪、人種的・宗教的差別等、いわば開発途上国が

直面している諸問題を包括的（ショッピング・リスト的）に、対話のアジェンダに含もうとするものであった。

第四に、政治対話の主体に関して、EU-ACP パートナーシップが参加型開発を主導原理とし、多様な行動主体のコミットメントを謳ったのを受けて、いわゆる政府間レベル（G-G レベル）での対話に加えて、必要に応じて適宜、市民社会や地域国際機関を政治対話にコミットさせる旨が謳われた。

第五に、政治対話の具体的なメカニズムに関しては、詳細な規定は設けられず、必要に応じて、また状況に応じて、適宜柔軟に（公式／非公式、コト又協定の枠内／枠外）対話を行う旨が規定された。それは過度の形式主義による機能不全という陥穽を回避しようとするものであった。

つづく第9条において、Essential Elements and Fundamental Element というタイトルのもとに、交渉において EU と ACP 諸国の対立を最も先鋭化させ、最後まで合意の成立を脅かした政治的争点に関する規定が設けられた。それは文字通り、高度に政治的な妥協の産物であった³⁶⁾。その骨子は、以下のとおりである。

第一に、EU-ACP 協力の目的は、人間を中心に据えた持続可能な開発であり、人間こそが開発の主体かつ中心的な受益者であるとの信念が表明された。そしてその論理的帰結として、人権および人間の基本的自由の尊重こそ、持続可能な開発の中核を構成するとの認識が強調された。

第二に、民主化、開発、および基本的自由と人権の保護は、相互補強関係にあるとの認識が示された。また、政府等による公権力の行使は、法の支配に基づくべきとの決意が披瀝された。そのうえで、人権の尊重、民主主義諸原則、および法の支配が、コト又・パートナーシップ協定の Essential Elements を構成する旨が謳われた。

この規定（Essential Elements 条項）に対応して新設されたのが、Essential Elements: Consultation Procedure and Appropriate Measures と題する第96条の規定である。同規定では、(1) 協定の当事者間に、Essential Elements 条項違反との疑念が生じた場合には、まず定例の政治対話を通じて、情報交換や相互理解の促進を図る。(2) 政治対話によっても疑念が払拭されない場合には、疑念を抱いた一方の当事者が、他方の当事者に対して、違反事実に関する情報を提示して事態の打開を図り、事態の改善に向けて協議を

行うよう求めることができる。(3) 協議は、問題の性質に応じて、最も適切なレベルおよび形態で行われるものとする。(4) 協議の結果、両当事者が受諾可能な解決策を見出しえなかった場合や、協議の申し出を他方の当事者が拒絶した場合、あるいは特別な緊急事態 (In Cases of Special Urgency) の場合には、適切な措置 (Appropriate Measures) がとられるものとする。(5) なお特別な緊急事態とは、Essential Elements に対する重大かつ悪質な侵犯であり、可及的速やかな対処を必要とする状況を意味する。(6) 適切な措置とは、国際法に則り、侵犯の度合いに応じた (Proportional to the Violation) 措置を意味し、最後の手段 (Last Resort) として援助の凍結 (Suspension) を含む と定められた。それは EU の主張を容れて、Essential Elements 条項の侵犯に対して、援助ひいては貿易における優遇措置の凍結という制裁措置発動の道を開くものであった。もっともそれは、ACP 諸国の強い反発に配慮して、政治対話や協議という手順の積み重ねを強調し、不透明、かつ一方的、自動的な制裁の発動という詭りを回避しようとするものであった。

第三に、交渉を最後まで紛糾させた Good Governance をめぐる問題が、ACP 諸国の主張を反映させるかたちで一応の決着をみた。すなわち、Good Governance が、「衡平かつ持続的な開発を目的とする、人的資源、天然資源、経済的・財政的資源の透明かつ説明責任を充足した管理」と定義され、それがコトヌ・パートナーシップ協定の Fundamental Element を構成する旨が新たに規定された。そのうえで、きわめて悪質な汚職（そのような汚職を引き起こした贈収賄も含む）に限り、Fundamental Element に対する侵犯とみなす旨が合意された。なお、汚職の対象には、資金の代替可能性 (Fungibility) に対する懸念から、欧州開発基金による援助資金のみならず、広く開発を阻害する資金利用全般が含まれるとされた。

この規定 (Fundamental Element 条項) に対応して新設されたのが、Consultation Procedure and Appropriate Measures と題する第 97 条の規定である。同規定では、(1) 協定の当事者は、重大な汚職に関して、協議の開催を提起することができる。(2) 協議の結果、両当事者が受諾可能な解決策を見出しえなかった場合、あるいは協議の申し出を他方の当事者が拒絶した場

合には、当事者は、適切な措置を講ずるものとする。(3) いずれにしても、重大な汚職が生じた場合には、可及的速やかに、現状回復に必要な措置をとることが当事者の義務である。なお、そのような措置は、事態の重大性に対応するものでなければならない。(4) 適切な措置の選択に際しては、可能な限り、協定の適用を阻害しないような措置を講ずるべきである。(5) 最後の手段として、援助の凍結という措置もありうる と定められた。それは、EU と ACP 諸国との間に繰り広げられた Good Governance をめぐる激しい駆け引きを政治的に決着させるものであった。一方において EU は、Good Governance を 4 番目の構成要素として Essential Elements 条項に組み入れることを強く主張した。それによって EU は、Good Governance という大義名分に、制裁措置という強力な武器を付与し、ACP 諸国に常態化している構造的な汚職にメスを入れようと企図したのである。それはいうまでもなく、税金の浪費という EU 諸国納税者の不満を意識し、援助資金の利用に関する透明性・説明責任の強化を図るものであった。これに対して ACP 諸国は、Good Governance の Essential Elements 化に激しく反発した。その理由として ACP 諸国は、(1) Good Governance という考え方は、既に Essential Elements の 3 要素により十分にカバーされている。(2) そもそも Good Governance という考え方はきわめて曖昧であり、客観的な評価基準が存在しない。(3) したがって、EU による、きわめて主観的な解釈、二重基準の適用、さらには安易かつ恣意的な制裁措置発動の懸念が否めない と主張したのである。こうして最終的には、Good Governance の Essential Elements 化は回避された。ACP 諸国は、援助の凍結という懸念からひとまず解放されたのである。とはいえそれは、Good Governance 違反を根拠とする制裁措置の発動そのものを禁止するものではなかった。むしろ EU は、重大な汚職というかたちでの Good Governance の侵犯に対しては、最後の手段として援助の凍結措置もありうることを協定本文に明文規定として盛り込むことに成功したのである。さらに EU は、汚職というきわめてデリケートな政治的・構造的な問題を、協定本文において明示的に言及することに成功し、それが政治対話の重要なテーマとなることを公式に確認したのである。それは、ACP 諸国に対する強硬な政治的メッセージであるのみならず、EU におけるさまざまなステークホルダーに対する重大なシグナルでもあった。

第四に、Essential Elements や Fundamental Element、すなわち、人権の尊重、民主化、法の支配、および Good Governance に関しては、(1) 政治対話の重要なアジェンダとして位置づけ、それぞれの国々の、経済的、社会的、文化的、歴史的背景を考慮に入れたうえで、その進捗状況を定期的に評価し、(2) こうした政治的諸価値の実現に積極的に取り組んでいる ACP 諸国に対しては、重点的に支援を行う旨が確認された (Positive Sanction)。

第 11 条では、Peace-Building Policies, Conflict Prevention and Resolution というタイトルのもとに、パートナーシップ協定の枠組みに基づき、オーナーシップを基本原理として、平和構築および紛争の予防と解決に向けて積極的にコミットする旨が謳われた。具体的には、ACP 諸国自身の地域レベルおよび各国レベルにおけるイニシアティブと能力開発を重視し、紛争の根本原因の解消を視野に入れた、初期段階における暴力的紛争予防の重要性が強調された。さらに、紛争後の平和構築に関しては、緊急支援と復興支援および開発協力との有機的連携の確立が確認された。

第 13 条では、EU が (第 96 条に基づく政策措置とは別に) ACP 諸国の利害に影響を及ぼしうる政策措置を新たに講じようとする場合には、当該 ACP 諸国 (および ACP 事務局) に対して EU は、時機を失することなく、すみやかにその旨を通報することが定められた。それは、EU と ACP 諸国との間の協議、および政治対話促進の一環として謳われるものであり、また ACP 諸国に対して透明性や説明責任を強く求めた EU 自身が、率先してそれを実践し、EU 諸政策間の整合性 (Coherence of Community Policies)、ひいてはパートナーシップ協定との整合性をアピールしようとするものであった。

第 14 条では、Good Governance とともに、交渉におけるもっともデリケートな政治的争点であった移民に関して、まず冒頭で、移民問題が、政治対話の重要な議題である旨が改めて強調された。そのうえで、以下の諸点が合意された。(1) EU と ACP 諸国は、それぞれの領域において合法的に生活している第三国の国民に対して、いかなる差別的取り扱いも行わない。(2) EU と ACP 諸国は、それぞれの領域において合法的に雇用されている EU 諸国および ACP 諸国からの労働者に対して、いかなる差別的取り扱いも行わない。(3) EU と ACP 諸国は、長期的な視点から、移民パターンの正常化戦略 (貧困の軽減、生活条件や労働条件の改善、雇用機会の創出や職業訓練) を検討する。(4) EU-ACP 閣僚理事会は、政治対話の枠組みに基づき、不法移民の問題を検

討し、その適切な予防措置を講ずる。(5) 不法移民の送還手続きに関しては、人権および人間としての尊厳の確保を図るものとする。(6) EU は、ACP 諸国に不法に滞在している EU 諸国民の帰還および再入国を受け入れる。(7) ACP 諸国は、EU に不法に滞在している ACP 諸国民の帰還および再入国を受け入れる。(8) EU は ACP 諸国に対して、当該 ACP 諸国民の帰還および再入国に関して、具体的な義務を定めた二国間協定締結交渉の開始を求めることができる。なおこの二国間協定には、必要に応じて、第三国の国民や無国籍者の再入国に関する規定も含むことができる。

(3) 第二部：制度規定

いうまでもなく、ロメ・レジームの大きな特徴のひとつは、EU-ACP 協力関係の<共同での管理運営>であり、この基本原理は、コトヌ・パートナーシップ協定においても堅持され、かつ強化・拡大された。すなわち、タテマエとは裏腹に、これまで協定本文の後半部分に追いやられ、最終議定書に類する手続き規定並みの位置づけに甘んじてきた制度規定が、コトヌ協定においては、一転して第二部の規定、すなわち、協力関係の基本哲学を謳った第一部規定（総論）と、協力関係の基本戦略を定めた第三部以下の諸規定（各論）とを媒介・連結する独立した中核的規定として位置づけられたのである。それはコトヌ協定の枠組み協定への変容を反映して、共同管理運営体制という制度的枠組みの重要性をアピールするものであった³⁷⁾。さらにこのような外形的な変化に加えて、第二部規定には、実体的な変化も顕著であった。それは、パートナーシップというコトヌ協定の新たな主導原理を強く反映するものである。その概要は、以下のとおりである。

第一に、パートナーシップ関係の管理運営において中心的な役割を担う Joint Institutions として、閣僚理事会、大使委員会、および共同議院総会（旧共同総会）が列挙された。

第二に、閣僚理事会の役割として、政府間レベルにおける政治対話やスムーズな協議の推進に加えて、広く市民社会との対話や協議を行う旨が強調された。

第三に、大使委員会の権限として、新たに閣僚理事会開催に向けた準備作業が付け加えられた。

第四に、共同総会 (Joint Assembly) の名称が、共同議院総会 (Joint Parliamentary Assembly) へと改められ、議会制民主主義の実現に向けて、断固たる決意で臨むことが再確認された。なお共同議院総会の役割として、新たに対話や協

議を通じた民主化過程の推進，市民社会との定期的なコンタクト等が強調された。ただしその権限は従来どおり，諮問的なものにとどめおかれた。

(4) 第三部：協力戦略

協力戦略は，相互に連動し，補完的な関係にある開発戦略および経済・貿易協力に基礎づけられるものとする（第 18 条）。このような文言から始まる第三部は，それぞれ総論と各論に相当する 2 編構成となっている。

まず開発戦略と題する第 1 編では，貧困の削減を開発の第一義的な目標と定め，その実現に向けたさまざまなアプローチの基本枠組みが展開された。その概要は，以下のとおりである。

第一に，EU-ACP 協力が，貧困の削減（最終的には，その撲滅），および持続可能な開発と ACP 諸国の世界経済への漸進的な統合を目標とすることが再確認された。そのうえで，その実現のためには，経済的・社会的改革に向けた ACP 諸国自身のオーナーシップを推し進め，民間セクターおよび市民社会の開発過程に対する統合を促進することが不可欠であると謳われた。

第二に，コトヌ協定が，国連や OECD/DAC において設定された国際開発目標との整合性確保を図るものである旨が謳われ，それとの関連で，量的・質的側面から開発協力の進捗状況を把握することの重要性が確認された。

第三に，人間開発および社会開発の促進に寄与するアプローチの採用により，より多くの人々に対して，経済成長の成果（果実）が均等に配分されるよう努力する旨が強調された。

第四に，コトヌ協定はあくまでも枠組み協定であり，柔軟な協力関係の展開という観点から，個別/具体的な開発戦略（政策ガイドライン）に関しては，独立した Compendium（それは，適宜改訂の対象とされる）のかたちで提示される旨が確認された³⁸⁾。

第五に，貧困は多元的現象であり，貧困を軽減するためには包括的なアプローチが不可欠である。このような基本認識に基づき，特に（1）経済発展，（2）社会開発・人間開発，（3）地域協力・地域統合を重点領域として協力関係を推進する旨が強調された。なお各領域の骨子は，以下のとおりである。

（1）経済発展：民間投資の促進および競争力のある民間セクターの育成 / ACP 諸国主導による，実情に合致したマクロ経済政策（財政・金融改革等）および構造調整政策（貿易や為替の自由化等）の推進 / 持続可能な観光産業の発展を柱とするサービス・セクターの推進。（2）社会開発・人間開発：社会的弱者に

配慮した，社会的インフラストラクチャーやサービスに対するアクセスの改善（教育・保健衛生・人口政策等の強化）／若年層（子供や女子）の権利保護および潜在的能力の顕在化促進／文化（伝統）や文化遺産に対する正当な評価の促進，および異なる文化間の対話の推進。（3）地域協力・地域統合：ACP 諸国経済の多様化推進／ACP 諸国間の貿易促進，および域外第三国と ACP 諸国との貿易促進／紛争の予防と解決，人権や民主化，市民社会間の交流等の分野における地域的政治対話の促進。

第六に，Institutional Development and Capacity Building というタイトルのもとに，開発戦略を支える制度的下部構造（骨組み）に関して，以下の諸点が強調された。（1）EU と ACP 諸国は，ともに協力して贈収賄や汚職に対する戦いを推進する。（2）EU と ACP 諸国の協力関係は，ACP 諸国におけるパブリック・セクターの改革，合理化，および近代化支援を課題とする。（3）EU と ACP 諸国の協力関係は，国際交渉の場における ACP 諸国の能力向上，および援助に対する ACP 諸国の管理・調整能力の強化に寄与しうるものとする。

つづく経済・貿易協力と題する第2編では，（1）ACP 諸国自身による政治的選択や開発における優先順位に適切な配慮をしたうえで，（2）ACP 諸国の世界経済へのスムーズかつ漸進的な統合を推し進めることが，経済・貿易協力の第一義的な目標である旨が謳われた。それはいうまでもなく，ACP 諸国の持続可能な開発，ひいては貧困の撲滅という，第1編で展開された開発戦略を踏まえて，経済・貿易協力の基本枠組みの内実化（肉付け）を試みるものであった。その概要は，以下のとおりである。

第一に，ACP 諸国が，国際貿易において十分な当事者能力を発揮できるように，能力強化を図ることが謳われた。それは，グローバリゼーションの荒波に遭遇した ACP 諸国が，開放的自由貿易体制への参入に向けて，スムーズに移行できるよう支援することを目的とするものであり，より直接的には，きたるべき WTO 多角的貿易自由化交渉に対する ACP 諸国の能動的な参加をバックアップしようとするものであった。

第二に，ACP 諸国の生産，供給，貿易能力を増強し，国際競争力の強化を図ることが謳われた。それは，ACP 諸国の貿易および投資政策の強化を通じて，EU-ACP 貿易に新たなダイナミズムを付与し，その再活性化を図るものでもあった。

第三に，WTO 貿易ルールとの完全な整合性確保が謳われた。ただしそれは，

(1) 開発途上国に対する特別かつ差異のある取り扱いを前提とし、(2) EU および ACP 諸国の相互利益と発展段階の違いに考慮するという留保条件つきであった。

第四に、経済・貿易協力の基本原理として、これまでのロメ・レジームの成果を基礎とする、〈真の、より強化された、戦略的パートナーシップ〉(True, Strengthened and Strategic Partnership) の展開が謳われた。

第五に、ACP 諸国の世界経済への統合は、地域統合を梃子 (Key Instrument) として行われるものであり、ACP 諸国の Regional Integration Initiatives がこそが経済・貿易協力の基本原理である旨が再確認された。

第六に、新しい貿易協定というタイトルのもとに、コトヌ・パートナーシップ協定に基づいて締結すべき新たな貿易協定の基本枠組みが、以下のように規定された。

- (1) 準備期間を設けたうえで、徐々に漸進的に新しい貿易協定の導入を図る。
- (2) 新しい貿易協定へのスムーズな移行を推進するために、準備期間においては、基本的に、第四次ロメ協定のもとで認められた非互恵的特恵措置を維持する。
- (3) 砂糖および牛肉 (Beef and Veal) に関する議定書は、その重要性に鑑み継続させる。なお、WTO ルールとの整合性という観点から、新しい貿易協定締結交渉において一次産品に関する議定書の再検討を行う。ただしその場合、受益国の利益の保護、および砂糖議定書の特別な法的基盤を考慮する³⁹⁾。
- (4) Economic Partnership Agreement の締結交渉は、遅くとも 2007 年 12 月 31 日までは終了予定の準備期間中に開始する。なお新協定の締結に向けた正式交渉は、遅くとも 2002 年 9 月には開始され、2008 年 1 月 1 日までに発効するものとする。
- (5) EU と ACP 諸国は、新協定への移行に向けた準備措置、および新協定締結交渉の進捗状況を定期的に検討し、2006 年には、新協定に関する正式かつ包括的な検討を行う。
- (6) 2004 年に、Economic Partnership Agreement の締結になじまない EU が認定した ACP 諸国 (最貧開発途上国を除く) を対象として、EU は、それに代わるべき選択肢の検討を行う。
- (7) 新しい貿易協定の締結交渉においては、ACP 諸国に対する社会・経済的インパクトや ACP 諸国の適応・対応能力を考慮して十分な移行期間を設定する。なお対象品目の選定やセンシティブ・セクターに対する配慮、さらには関税撤廃のタイムテーブル設定等に関しては、可能な限り柔軟な対応を心がける。
- (8) EU と ACP 諸国は、新しい貿易協定の擁護に向けて、WTO の場において緊密に協同・連携する。
- (9) EU は、遅くとも 2005 年までに、最貧開発途上

ACP 諸国（39カ国）の、実質的にすべての製品に対して無税での市場アクセスを認める⁴⁰）。（10）WTO 貿易自由化交渉における Economic Partnership Agreement の擁護を目的として、合同貿易相委員会（Joint Ministerial Trade Committee）を新設する。（11）EU は、WTO 等の場における ACP 諸国の国際交渉能力、参加能力、政策遂行能力等の強化を支援する。（12）貿易協力は、競争政策、知的財産権の保護、基準認証、保健衛生等、広く貿易関連措置を含む。（13）ILO 条約を遵守し、結社の自由、団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の廃止、雇用における差別撤廃にコミットする。ただしそれらの措置が、保護主義的な目的のために利用されてはならない。

（5）第四部：開発資金協力

ロメ・レジームは、<貿易と援助の一体化>を大きな特徴としており、その基本路線は、コトヌ・パートナーシップ協定においても、少なくとも公式には継続された⁴¹）。その意味では、経済・貿易協力の基本枠組みを定めた第三部（第2編）の規定とともに、コトヌ協定の二本柱を構成するのが、この開発資金協力と題する第四部の規定である。それは4編から構成されており、経済・貿易協力に関する規定と同様に、ロメ・レジームからの離脱宣言という役割を担わされるものである。ただしそれはきわめて一般的・抽象的な正論（Diplomatic Statement）に終始しており（詳細は、付属書に委ねられている）、第三部規定にみられるような明確な決意表明までには至っていない。その概要は、以下のとおりである。

第1編では、まず開発資金協力に対する基本的な考え方が、次の3項目にわたり確認された。（1）基本原理：開発資金協力は、ACP 諸国自身のオーナーシップ（Local Ownership）を促進し、Efficiency, Coordination and Consistency を確保しながら、個々の具体的状況に即して柔軟に行われなければならない。それはまた、最貧開発途上 ACP 諸国や脆弱な内陸国・島嶼国に対して特別な措置を講ずるものであり、また紛争後の国家再建に着手している開発途上国の特別なニーズに配慮するものでなければならない。（2）ガイドライン：開発資金協力の運営・実施においては、ACP 諸国が、第一義的な責任を負う。ただしそれは、非国家行動主体の参加を妨げるものではない。なおプロジェクトやプログラムに対する資金協力の可否については、EU が最終的な決定権を保持する。（3）受益主体：ACP 諸国および ACP 諸国が参加している地域（国際）機構に加えて、さまざまな公共団体、地方政府およびその諸機関、民間企業、

非国家行動主体等も、開発資金協力の受益主体となることができる。

ついで、開発資金協力の対象と形態が規定された。前者に関しては、債務軽減や国際収支の改善、構造調整（マクロ経済政策の改革）政策、セクター改革政策、輸出所得不安定化要因の軽減、人道・緊急支援（難民支援・復興支援・防災支援）等が、具体的な対象として列挙された。また後者に関しては、効果的な管理運営に必要な人的・物的支援や外貨補填による輸入支援に加えて、Good Governance 確保という留保条件つきながらも、財政支援 (Budgetary Support) の実施が明記された⁴²⁾。

第2編では、資金協力というタイトルのもとに、次のように、包括的ではないものの、第1編の規定をさらに具体化する作業が試みられた。(1) 国際的に合意された ACP 諸国の債務救済イニシアティブに対する資金の利用を認める。(2) 資金の Quick Disbursement を通じて、ACP 諸国の構造調整（マクロ経済改革とセクター改革）努力を支援する。(3) ACP 諸国が、それぞれ独自に追求する構造調整政策と、地域統合および国境を越えた調整政策との連携を促進する。(4) 少なくとも主要多国間援助機関により構造調整支援を受けている ACP 諸国に対しては、自動的にコトヌ協定に基づく構造調整支援を受けるとみなす。この措置は、現実に資金援助が行われていない場合でも適用される。(5) 構造調整支援は、輸入支援や財政支援を通じて、柔軟に行う。(6) 農産品や鉱産品の輸出所得の変動は、かりにそれが短期的だとしても、ACP 諸国の発展に打撃を与えうる。したがって、長期的な開発支援という視点に基づき、輸出所得変動に対する対応策（資金援助）を制度化することが必要である。(7) 人道・緊急支援は、被災者のニーズおよび利益を唯一の判断基準とし、国際人道法の諸原則に基づいて行われるものとする。(8) 人道・緊急支援の目的は、自然災害や紛争・戦争により引き起こされた危機状況および危機発生後の混乱状況から人命を守ることにある。(9) 短期的な緊急支援活動は、基本的に EU 予算から支出される。ただし例外的に、欧州開発基金からの資金援助も認められる。

第3編および第4編は、それぞれ〈技術協力〉および〈手続きと管理運営体制〉に関する規定であり、いずれもきわめてテクニカルな内容に終始している。ただし、前者に関しては、ACP 諸国から EU への頭脳流出問題が独立した規定として言及されている点、また後者に関しては、ACP-EC 開発資金協力委員会 (ACP-EC Development Finance Cooperation Committee) の新設が明記されて

いる点が注目される。

Annex I: Financial Protocol, Annex II: Terms and Conditions of Financing, Annex III: Institutional Support – CDE and CTA, Annex IV: Implementation and Management Procedures 付属書の冒頭を飾るこれらの法的文書は、本文規定とは対照的に、さりげなく、しかしきわめて直截的なかたちで、ロメ・レジームからの訣別を宣言している⁴³。その骨子は、以下に要約されるとおりである。（１）EU が各 ACP 諸国、あるいは地域に対して行う資金援助は、ニーズのみならず、新たにパフォーマンス（成果・実績）を判断材料に加えて柔軟に運用する（Rolling Programming）。（２）パフォーマンス（成果・実績）を評価するために、EU と ACP 諸国は、定期的にプログラム実施状況の再検討を行う（Annual Review, Mid-Term Review, End-of-Term Review）。（３）資金援助の配分は、既得権（Entitlement）として自動的に行われるのではなく、成果主義の原則に基づき増減の対象とされる。（４）さまざまなファシリティに分断され、硬直状態に陥っていた欧州開発基金を二つのファシリティ（グラント・ファシリティと投資ファシリティ）に整理統合し、より柔軟かつ機動的・整合的な資金援助を図る。（５）農産品や鉱産品の輸出に大きく依存している ACP 諸国に対しては、特別のスキームを設けることなく、開発資金協力メカニズムの柔軟かつ弾力的な運用により、いままで以上に多くの国々が追加的資金援助（Additional Financial Support）を獲得できるようにする。こうして、輸出所得安定化制度と SYSMIN は更新されることなく廃止されたのである⁴⁴。

（６）第五部：最貧開発途上国・内陸国・島嶼国に関する一般規定

1975年に締結された第一次ロメ協定においては、ACP 諸国 46 カ国のうち、34 カ国が最貧開発途上国・内陸国・島嶼国として特別な優遇措置の対象とされた。それから 25 年後のコトヌ・パートナーシップ協定においては、ACP 諸国 77 カ国のうち、39 カ国が最貧開発途上国と認定され、特別な優遇措置が講ぜられることになった（ちなみに、アフリカ諸国の場合、48 カ国のうち、33 カ国が最貧開発途上国とされた）。併せて、脆弱性という観点から、内陸国 15 カ国、および島嶼国 26 カ国に対しても、同様に特別措置が付与されることになった。

このように ACP 諸国の多く、とりわけ大多数のアフリカ諸国は、さまざまな構造的制約条件に直面して、依然として劣悪な状況のもとに置かれている。さらに事態を悪化させたのが、東西冷戦構造崩壊後の内戦や地域紛争の頻発、ひいては紛争終結後の国家再建という隘路であった。こうしてコトヌ協定においては、協力の諸分野との関連で各論的に言及された特別な優遇措置に加えて、独立した第五部として、最貧開発途上国・内陸国・島嶼国（および紛争後の国家再建に取り組んでいる国）に対して、特別措置を講ずるという基本原則が改めて確認されたのである⁴⁵⁾。その目的は、これらの諸国が、コトヌ・パートナーシップ協定が提示するさまざまな可能性を十分に活用して、開発の進捗 (Rates of Development) を向上できるように支援することにあった。またそれは、とりわけ以下の諸点を重視するものであった。(1) 地域協力の強化、(2) 運輸・通信部門におけるインフラストラクチャーの強化、(3) 海洋資源の効果的な活用およびマーケティングの強化、(4) 開発のレベルに応じた構造調整政策の推進およびその社会的次元への影響に対する配慮、(5) 食料戦略および包括的な開発プログラムの実施。

(7) 第六部：最終規定

最終規定においては、コトヌ・パートナーシップ協定の本質そのものに深く関わる規定が設けられた。それが、既述のように、第 96 条および第 97 条の、協議および制裁措置に関する規定である。また、協定の有効期間が 20 年とされ、5 年毎の見直しが規定された。

VII 2 むすびに

2001 年 11 月 9 日 - 14 日、ドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議は、ACP 諸国および欧州委員会の要請を受けて、2007 年 12 月 31 日まで、GATT 第 1 条に規定される最恵国待遇原則からのコトヌ協定のウェーバーを決定した⁴⁶⁾。

2003 年 4 月 1 日、コトヌ協定は正式に発効した。ついで 2003 年 5 月 16 日、ACP-EC 閣僚理事会は、新ミレニアムにおける最初の独立国として国際社会から脚光を浴びた東ティモールのコトヌ協定への参加を決定した。

こうしてコトヌ協定は、21 世紀における南北開発協力の新たな枠組みとして華々しいスタートを切ったのである。それは、政治対話、非国家行動主体の参加、貿易および開発、さらには成果・結果を重視する援助の管理運営という

点において、野心的かつ革新的なものであった。とはいえ、その後の国際社会の急激な変化は、コトヌ協定がそうした大きな期待を現実のものとするのを阻害することとなったのである⁴⁷⁾。

注

- 1) “Cotonou Agreement signed 23 June,” *Courier*, Issue 181 June/July 2000.
- 2) European Commission (2001) *General Report on the Activities of the European Union 2000*, p. 318.
- 3) Hollard, M. (2002), p. 196.
- 4) 詳細は、以下を参照。 *Courier*, no. 179 February-March 2000, p. 7; Frisch, D. (2008), p. 28; *Lomé 2000*, No. 14.
- 5) *Courier*, Issue 181 June/July 2000, pp. 3-4.
- 6) Frisch, D. (2008), p. 27.
- 7) Brown, W. (2004), p. 34.
- 8) 詳細は、以下を参照。 ACP Secretariat (1997b).
- 9) ACP Secretariat (1997a).
- 10) Salama, C. M. and S. Dearden (2001), pp. 2-3.
- 11) “ACP Summit in Libreville,” *Courier*, no. 167 January-February 1998, pp. 12-15; Hardy, M. (1997).
- 12) Magande, N. (Secretary General of the ACP Group), “Opening Speech by Mr. Magande, Summit of ACP Heads of State and Government”, Libreville, Gabon, 6-7 November 1997.
- 13) ACP Secretariat (1997c); Hardy, M. (1997).
- 14) European Commission (2001) *General Report on the Activities of the European Union 2000*, p. 318.
- 15) European Council of Ministers, 2111th Council Meeting – General Affairs–Luxembourg, 29 June 1998, 9730/98 (Presse 227) C/98/227; Lecomte, H-B S. (1998a); *Lomé Negotiating Brief*, No. 3; Posthumus, B. (1998).
- 16) *Lomé Negotiating Brief*, No. 4.
- 17) McMahon, J. (1999), p. 599; *Courier*, no. 172 November-December 1998, p. 103.
- 18) *Courier*, no. 172 November-December 1998, p. 103.
- 19) McMahon, J. (1999), p. 612.
- 20) Ofoegbu, C. “Post Lomé EU-ACP Ministerial Negotiation Round 2: Patchy Results, *Courier*, no. 177 October-November 1999, p. 8.
- 21) Nielson, P. “Improving the quality of aid,” *Courier*, no. 177, October-December 1999, pp. 2-4.
- 22) Ofoegbu, C. “Post Lomé EU-ACP Ministerial Negotiation Round 2: Patchy Results, *Courier*, no. 177 October-November 1999, pp. 8-11.
- 23) Salama, C. M. and S. Dearden (2001), pp. 8-9; Holtz, U. (2000), pp. 5-7.
- 24) “The ACP-EU Joint Assembly,” *Courier*, no. 178 December 1999-January 2000, p. 8.
- 25) Ofoegbu, C. “Post Lomé EU-ACP Ministerial Negotiation Round 2: Patchy Results, *Courier*, no. 177 October-November 1999, pp. 8-11.

社会イノベーション研究

- 26) Karl, K. "ACP Heads of Government Summit in Santo Domingo," *Courier*, no. 179 February-March 2000, pp. 16-17.
- 27) *Courier*, no. 179 February-March 2000, p. 7.
- 28) 宣言は、総計 45 パラグラフから構成された。
- 29) 第 20 条で、次のように謳われた。...we urge that the Declaration to be adopted by the 3rd WTO Conference in Seattle should contain a clear and unequivocal reaffirmation of special and differential treatment as a fundamental principle of the multilateral trading system and its enhancement as appropriate. ちなみに EU との交渉の進捗状況に関しては、第 25 条で、次のように謳われた。While appreciating what has been achieved to date in the current negotiations, we appeal to our EU partners to keep an open mind when dealing with the remaining points of disagreement in an effort to facilitate the conclusion of a balanced and mutually-beneficial Agreement.
- 30) これは、EU との交渉に際して、ACP 諸国が推進すべき域内協力関係に関して、詳細なマンデート（指示）を与えるものであった。
- 31) European Commission, "The European Community and its Member States sign a new Partnership Agreement with the African, Caribbean and Pacific states in Cotonou, Benin," IP/00/640. Brussels, 21 June 2000; Raffer, K. (2001); Babarinde, O. and G. Faber (2007).
- 32) Matambalya, F. and S. Wolf (2001).
- 33) Olson, G. (2005), p. 597.
- 34) Bilal, S. and R. Grynberg (2007), p. 8.
- 35) *Lomé 2000*, No. 3; *Lomé Negotiating Brief*, No. 8.
- 36) *Cotonou Infokit*, No. 20.
- 37) *Cotonou Infokit*, No. 6.
- 38) European Commission, *Compendium on co-operation strategies*, 2001.
- 39) *Lomé Negotiating Brief*, No. 6; "Lomé, the WTO, and bananas," *Courier*, no. 166, November-December 1997, pp. 59-60; Smith, F. (2000).
- 40) 2001 年 2 月、欧州委員会は、すべての最貧開発途上国を対象として、武器以外の全輸出品に対する EU 市場への自由アクセスを保障する Everything But Arms (EBA) Initiative を発足させた。
- 41) *Cotonou Infokit*, No. 2.
- 42) Schiltz, J-L. and M. Bichler (2009); European Commission (2008).
- 43) *Lomé Negotiating Brief*, No. 8.
- 44) "New Instrument for Export Earnings-STABEX/SYSMIN abandoned," *Courier*, no. 179 February-March 2000, p. 7; *Lomé Negotiating Brief*, No. 8; Babarinde, O. and G. Faber (2000), p. 34.
- 45) *Cotonou Infokit*, No. 14.
- 46) World Trade Organization (2001).
- 47) Laporte, G. (2007), p. 2.

主要引用・参考文献

大隈宏 (2008) 「ミレニアム・チャレンジの 10 年 新たな開発協力戦略を模索する EU」、『社

会イノベーション研究』, 第3巻第1号。

- ACP Secretariat (1997a) *Conclusion of the Workshop on ACP Perspectives on Future ACP-EU Cooperation*, ACP/28/040/97.
- ACP Secretariat (1997b) *Future ACP-EU Relations (Executive Summary: Report of the Subcommittee on the Future of ACP-EU Relations)*, ACP/28/059/97 Rev. 3.
- ACP Secretariat (1997c) *Summit of ACP Heads of State and Government*, Libreville, Gabon, 6-7 November 1997.
- ACP Secretariat (1998) *ACP Group Negotiating Mandate*.
- ACP Secretariat (2000a) *Commentary of the Secretary General on the Cotonou Agreement*.
- ACP Secretariat (2000b) *Press Release on the Conclusion of the Successor Agreement to the Lomé Convention*.
- ACP Secretariat (2001) *ACP Council of Ministers considers the outcome of the WTO Doha Conference as an important success for the ACP Group* (Press release 6 December 2001).
- ACP States (1997) *The Libreville Declaration adopted by the First Summit of ACP Heads of State and Government*, Libreville, Gabon, 7 November 1997.
- ACP States (1999) *The Santo Domingo Declaration adopted by the Second Summit of ACP Heads of State and Government*.
- Arts, K. and A. K. Dickson eds. (2004) *EU development cooperation: From model to symbol*, Manchester University Press.
- Arts, K. and A. K. Dickson (2004) "EU development cooperation: from model to symbol?" in Arts, K. and A. K. Dickson eds. (2004) *EU development cooperation: From model to symbol*, Manchester University Press.
- Babarinde, O. and G. Faber (2007) "From Lomé to Cotonou: Business as Usual?" in Bilal, S. and R. Grynberg eds. (2007) *Navigating New Waters: A Reader on ACP-EU Trade Relations – Vol. 1*, Commonwealth Secretariat.
- Bilal, S. and R. Grynberg eds. (2007) *Navigating New Waters: A Reader on ACP-EU Trade Relations – Vol. 1*, Commonwealth Secretariat.
- Bilal, S. and R. Grynberg (2007) "EPAs Make Sense only if They Foster Development: A Broad Overview," in Bilal, S. and R. Grynberg eds. (2007) *Navigating New Waters: A Reader on ACP-EU Trade Relations – Vol. 1*, Commonwealth Secretariat.
- Bretherton, C. and J. Vogler (2006) *The European Union as a Global Actor (second ed.)*, Routledge.
- Brigaldino, G. (1996) "Lomé Cooperation: Retire or Reinvent? A critical overview of EU-ACP cooperation and its development impact," *APRODEV*, November.
- Brown, W. (2004) "From uniqueness to uniformity? An assessment of EU development aid policies," in Arts, K. and A. K. Dickson eds. (2004) *EU development cooperation: From model to symbol*, Manchester University Press.
- Clegg, O. (1997) "Renegotiating Lomé: The Future of the EU-ACP Caribbean Relationship," *European Development Policy Study Group Discussion Paper No. 7*.
- Commonwealth Secretariat (1997) "ACP-EU Trade and Aid Co-operation: Post Lomé IV," *Commonwealth Economic Paper*, No. 32.

社会イノベーション研究

- Cosgrove-Sacks, C. ed. (1999) *The European Union and the Developing Countries*, Macmillan Press.
- Dickson, A. (2004) "The unimportance of trade preferences," in Arts, K. and A. K. Dickson eds. (2004) *EU development cooperation: From model to symbol*, Manchester University Press.
- Forwood, G. (2001) "The Road to Cotonou: Negotiating a Successor to Lomé," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 39, No. 3.
- Frisch, D. (2008) "The European Union's development policy: A personal view of 50years of international cooperation," *ECDPM Policy Management Report* 15.
- Greenidge, C. (1997) "Return to Colonialism: The New Orientation of European Development Assistance," *European Development Policy Study Group Discussion Paper* No. 6.
- Grimm, S. (2008) "Reforms in the EU's Aid Architecture and Management," *d.i.e. Discussion Paper* 11/2008.
- Hardy, M. (1997) "The Libreville Summit of ACP Heads of State," *PROSI Magazine* – December 1997–No. 347–ACP-EU Relations.
- Hoebink, P. and O. Stokke eds. (2005) *Perspectives on European Development Co-operation*, Routledge.
- Holland, M. (2002) *The European Union and the Third World*, palgrave.
- Holtz, U. (2000) "Partnership for the 21st Century: A Preliminary Assessment of the EU-ACP Agreement," *D+C Development and Cooperation*, No. 2.
- Huggins, G. (1997) *Participation in the Post-Lomé Process: An Analysis of the Issues and Negotiating Options*, Issues Paper prepared for the Summit of ACP Heads of State and Government, Libreville, Gabon, 6-7 November 1997.
- Kennan, J. and C. Stevens (1998) "From Lomé to the GSP: Implications for the ACP of Losing Lomé Trade Preferences," *European Development Policy Study Group Discussion Paper* No. 8.
- Laporte, G. (2007) "The Cotonou Partnership Agreement: what role in a changing world? Reflections on the future of the ACP-EU relations," *ECDPM Policy Management Report* No. 13.
- Lecomte, H-B S. (1998a) "Options for Future ACP-EU Trade Relations," *ECDPM Working Paper* No. 60.
- Lecomte, H-B S. (1998b) "Renegotiating Lomé: Would ACP-EU Free Trade Agreements Be a Stimulus for Change?" *Bridges Between Trade and Sustainable Development*, 2(6).
- Lecomte, H-B S. (2001) "Effectiveness of Developing Country Participation in ACP-EU Negotiations," *Overseas Development Institute Working Paper*.
- Matambalya, F. and S. Wolf (2001) "The Cotonou Agreement and the Challenges of Making the New EU-ACP Trade Regime WTO Compatible," *Journal of World Trade*, 35(1).
- McMahon, J. (1999) "Negotiating in a Time of Turbulent Transition: The future of Lomé," *Common Market Law Review*, 36.
- McQueen, M., C. Hallam and A. Swinbank (1997) *ACP-EU Trade and Aid Co-operation: Post-Lomé IV*, Paper prepared for the Summit of ACP Heads of State and Government, Libreville, Gabon, 6-7 November 1997.
- Monkam, A. (1997) "The Political Dimension of the Future ACP-EU Partnership: How to Promote Human Rights, Democracy and Governance Dimensions," *ECDPM Working Paper* No. 41.
- OECD/DAC (2002) *Development Co-operation Review: European Community*.

< EU-ACP > 開発協力の半世紀 (六)

- Olsen, G. (2005) "The European Union's Development Policy: Shifting Priorities in a Rapidly Changing World," in Hoebink, P. and O. Stokke eds. (2005) *Perspectives on European Development Co-operation*, Routledge.
- Posthumus, B. (1998) "Beyond Lomé IV: Preliminary Views of European Governments on Future EU-ACP Relations," *ECDPM Working Paper* No. 53.
- Raffer, K. (1998) "Rolling Back Partnership: An Analysis of the Commission's Green Paper on the Future of Lomé," *European Development Policy Study Group Discussion Paper* No. 9.
- Raffer, K. (1999) "More Conditions and Less Money: Shifts of Aid Policies during the 1990s," *European Development Policy Study Group Discussion Paper* No. 15.
- Raffer, K. (2001) "Cotonou: Slowly Undoing Lomé's Concept of Partnership," *European Development Policy Study Group Discussion Paper* No. 20.
- Salama, C. M. and S. Dearden (2001) "The Cotonou Agreement," *European Development Policy Study Group Discussion Paper* No. 20.
- Schiltz, J-L. and M. Bichler (2009) "Perspectives on Budget Support: Who's afraid of Budget Support?" *ECDPM Discussion Paper* No. 88.
- Smith, F. (2000) "Renegotiating Lomé: The Impact of the World Trade Organization on the European Community's Development Policy after the *Banana* Conflict," *European Law Review*, Vol. 25, June.
- Stevens, C. and J. Kennan (2000) "Post-Lomé WTO-Compatible Trading Agreement," Institute of Development Studies.
- Stevens, C. and J. Kennan (2001) *Post-Lomé WTO-Compatible Trading Arrangements*, Commonwealth Secretariat.
- Thomas, R. (1997) "The WTO and Trade Cooperation Between the ACP and the EU: Assessing the Options," *ECDPM Working Paper* No. 16.
- Van Hove, K. and H-B S. Lecomte (1999) "Aid for Trade Development," *ECDPM Discussion Paper* No. 10.
- World Trade Organization (1997) *Trade Policy Review: European Union*, WT/TPR/S/30.
- World Trade Organization (2001) *European Communities-The ACP-EC Partnership Agreement: Decision of 14 November 2001*, WT/MIN(01)/15.
- European Commission (1996) *Green Paper on Relations between the European Union and the ACP countries on the Eve of the 21st century: Challenges and Options for a New Partnership*, COM(96)570 final.
- European Commission (1997) Communication to the Council and the European Parliament: *Guidelines for the negotiation of new cooperation agreements with the African, Caribbean and Pacific (ACP) countries*, COM(97)537 final, 29.X.97 (Or.:FR).
- European Commission (2000) *The European Community and its Member States sign a new Partnership Agreement with the African, Caribbean and Pacific states in Cotonou, Benin* (Press Release), IP/00/640, 2000-06-21.
- European Commission (2008) *Budget support: The effective way to finance development?*

社会イノベーション研究

id21 insights (December 1997 Insights Issue #24)

- Options in the Green paper: can they mesh with the WTO?
- Lomé is not the only fruit: EU aid programmes in perspective.
- Understanding changes in European aid.
- The EurAfrican Dimension: history's ghosts haunt Lomé's last Supper.
- Lomé: from model to misfit: but is a better deal on the cards?
- Lomé V: time to tackle poverty first.

Lomé 2000 (ECDPM)

- No. 3. (1996) Rethinking the Lomé "Partnership".
- No. 3. (1996) Views of a Former Director General of DG8 on the current state and the future of the ACP-EU partnership.
- No. 4. (1997) How does the EU Make Decisions?
- No. 5. (1997) The WTO and the Least-developed Countries.
- No. 5. (1997) Questioning Conditionality.
- No. 6. (1997) EU Member States Set Out Their Positions.
- No. 7. (1998) ACP stand united.
- No. 7. (1998) Performance and Merits: Part of the post-Lomé IV debate.
- No. 8. (1998) Formulating the ACP Negotiating Mandate.
- No. 8. (1998) Designing a Manageable Convention.
- No. 12. (1999) Possible Compromise on a Post-Lomé IV Trade Agreement.
- No. 13. (2000) Trade and conflict Prevention: Is there an Agenda?
- No. 14. (2000) Implementing the New ACP-EU Partnership Agreement.

Lomé Infokit (ECDPM)

- No. 6. (1997) EU-ACP Trade Provisions for ACP States: WTO Compatibility.

Lomé Negotiating Brief (ECDPM)

- No. 1. (1998) What Future for ACP-EU Trade Relations?
- No. 3. (1998) Comparing the ACP and EU Negotiating Mandates.
- No. 4. (1998) Towards an ACP position: Exploring ACP responses to the EU proposal for Regional Economic Partnership Agreements.
- No. 6. (1999) The Future of Lomé's Commodity Protocols: Fiddling while Rum Burns?
- No. 8. (2000) Implementing the New ACP-EU Partnership Agreement.

Cotonou Infokit (ECDPM, 2001)

- No. 1. This Infokit.
- No. 2. The Cotonou Agreement at a Glance.
- No. 3. History and Evolution of ACP-EU Cooperation.
- No. 4. Innovation in the Cotonou Agreement.
- No. 5. Some Basic Facts.

< EU-ACP > 開発協力の半世紀 (六)

- No. 6. The Institutions.
- No. 7. The Instruments.
- No. 8. Opportunities and Challenges.
- No. 9. Participating in Programming.
- No. 10. Obtaining Resources.
- No. 11. Building Capacities.
- No. 12. Organising to Participate.
- No. 13. From Lomé to Cotonou.
- No. 14. Regional Economic Partnership Agreements.
- No. 15. ACP-EU trade negotiations after Cotonou.
- No. 16. New Policy Towards Private Sector.
- No. 17. Instruments for the Private Sector.
- No. 18. Towards a Stronger Political Partnership.
- No. 19. Political Dialogue.
- No. 20. Essential and Fundamental Elements.
- No. 21. Performance-Based Partnership.
- No. 22. The Reform of EC External Assistance.
- No. 23. The EC Reform and the ACP.

Cotonou Newsletter (ECDPM)

- No. 1. (2001) Putting Cotonou into Practice: A Common Challenge.
- No. 2. (2001) Mainstreaming Participation.
- No. 3. (2001) Putting Politics First?
- No. 4. (2001) Local Governments in the ACP-EU Cooperation.
- No. 5. (2002) Global Responsibility for Development: the Priorities of the Danish EU Presidency.
- No. 6. (2002) Europe as a Global Player?
- No. 7. (2003) What role can ACP parliaments play in implementing the Cotonou Partnership Agreement?

Lomé IV CONVENTION as revised by the agreement signed in MAURITIUS on 4 November 1995,

Courier, no. 155 January-February 1996.

ACP-EU PARTNERSHIP AGREEMENT signed in COTONOU on 23 June 2000, *Courier*, September 2000-Special Issue.

(おおくま・ひろし = 本学教授)

付記：本稿は，成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。